

平成18年第4回
美唄市議会定例会会議録
平成18年12月12日(火曜日)
午前10時02分 開議

◎議事日程

- 第1 会議録署名議員の指名
第2 一般質問

◎出席議員(20名)

議長	長岡正勝君
副議長	吉田栄君
1番	吉岡文子君
2番	広島雄偉君
3番	五十嵐聡君
4番	白木優志君
5番	小関勝教君
7番	土井敏興君
8番	谷内八重子君
9番	長谷川吉春君
10番	米田良克君
11番	古関充康君
12番	矢部正義君
13番	谷村孝一君
15番	内馬場克康君
16番	本郷幸治君
18番	紫藤政則君
19番	荘司光雄君
20番	林国夫君
21番	中西勇夫君

◎出席説明員

市長	桜井道夫君
助役	佐藤昭雄君

総務部長	板東知文君
市民部長	吉田讓君
保健福祉部長兼福祉事務所長	安田昌彰君
商工交流部長	酒巻進君
農政部長	林信孝君
都市整備部長	加藤誠君
市立美唄病院事務局長	三谷純一君
消防長	佐藤賢治君
総務部総務課長	市川厚記君
総務部総務課総務係長	村上孝徳君

教育委員会委員長	阿部稔君
教育委員会教育長	村上忠雄君
教育委員会教育部長	天野修二君

選挙管理委員会委員長	熊野宗男君
選挙管理委員会事務局長	大道良裕君

農業委員会会長	佐藤博道君
農業委員会事務局長	秋場勝義君

監査委員	川村英昭君
監査事務局長	嵯峨和樹君

◎事務局職員出席者

事務局長	谷津敬一君
次長	和田友子君
総務係長	濱砂邦昭君

午前10時02分 開議

●議長長岡正勝君 これより本日の会議を開きます。

●議長長岡正勝君 日程の第1、会議録署名

議員を指名いたします。

1番 吉岡文子議員

2番 広島雄偉議員

を指名いたします。

●議長長岡正勝君 次に日程の第2、一般質問に入ります。

発言通告により、順次発言を許します。

9番長谷川吉春議員。

●9番長谷川吉春議員（登壇） 私は、市長並びに教育長に、大綱4点についてお聞きいたします。

最初に、市長にお尋ねいたします。

大綱質問の1点目は、福祉行政についてであります。

その1つ目は、福祉用具の貸与の実態についてであります。ことしの4月から介護保険の改定により介護保険の適用での福祉用具が、取り扱いが変更され、貸与が取り消される事態が発生し、利用者の中から戸惑いや不安の声が聞かされます。

そこでお聞きしますが、1つ目は改定によって福祉用具の貸与の条件が、どのように変わったのか。

2つ目は、福祉用具の貸与の件数はどれだけあるのか。

3つ目は、貸与の条件に合わなくて、用具を返還された件数はどれだけあるのか。

4つ目は福祉用具の貸与にかかる費用の負担はどのようになっているのかお尋ねいたします。

次に、福祉灯油についてであります。この点については、昨年の第4回定例会でもお尋ねしておりますが、現在灯油の価格は秋ご

ろから若干値下がりしたとは言え、1リットル当たり74円程度での高値安定という状態です。このことが市民生活に大きく響いています。

とりわけ、税金や国民健康保険の値上がり、介護保険料や医療費の値上がりによって大きな負担を強いられている高齢者や、障害者自律支援法によって負担が重くなっている障がい者の生活は深刻であります。

そうした人たちに、かつて昭和56年から実施し、その後廃止された福祉灯油の事業を復活させ、最も社会的な弱者である高齢者や障がい者の生活を少しでも支援する必要があると思っておりますが、市長のお考えをお聞きいたします。

3点目は、生活保護受給者の母子加算の打ち切りについてであります。財政制度審議会は11月22日、2007年度の予算編成に関する建議をまとめ、尾身幸次財務相に提出しました。

建議は、歳出削減などの取り組みを緩めることは厳に避けるべきだと強調した、社会保障関係費など国民の暮らしのための予算を一層抑制することを提言しています。

そしてその社会保障関係費抑制の具体策として、生活保護の母子加算廃止を打ち出しています。

母子加算は、1人親の生活保護世帯に対し、子供の健全な育成のために出されているもので、子育てに欠かせないものです。

これまで、18歳の子どもまで支給されていた母子加算が、15歳まで引き下げられ、育ち盛りの最も生活費のかかる16歳から18歳までの加算が打ち切られたことで、母子家庭の生

活は深刻になっています。

そしてさらに、今後3年間ですべての母子加算が廃止されるという新聞報道があり、母子家庭ではいま不安な毎日を送っています。

1人親の子どもへの健全な育成のためにも、この母子加算制度を廃止しないように、国に対し強く働きかける必要があると思いますが、市長のお考えをお聞きいたします。

大綱2点目は、公営住宅についてであります。

新聞報道によれば、国土交通省は公営住宅法施行令の一部改正を行い、公営住宅の家賃の値上げを行おうとしています。

改定の概要は第1に、入居基準を制令月収20万円から15万8,000円に引き下げ、家賃算定額も、例えば現行の収入分位1を2つに分け、新たな収入分位2になると、家賃算定基礎額が3万7,100円から3万9,700円に上がり、大幅に家賃が上がることとなります。

第2に、入居者の居住している床面積を基準となる床面積で割った住宅基礎係数が、分母となる基準床面積を70平方メートルから65平方メートルに引き下げるため大きくなって住宅面積が同じままでも家賃が上がることとなります。

こうした新聞報道が、公営住宅入居者の中に、自分が入っているところがどうなるのかという不安の声が聞かれます。

そこでお聞きしますが、その1つ目は本市における公営住宅の団地数と種類別ごとの戸数を市営・道営についてそれぞれお聞きいたします。

また、今後建設計画をどのようにお考えなのかお聞きいたします。

その2つ目は、施行令の改定による見直しの範囲と、それに伴う家賃がどのような影響を受けるとお考えなのか、お聞きいたします。

大綱質問の3点目は、農業問題についてあります。

その1点目は、本市農業の活性化についてであります。いま農業をめぐる環境は極めて厳しい状況に置かれています。輸入農産物の拡大による生産物の価格の暴落と、それに伴う農家経営の圧迫、長期の農家経営の展望を困難にしている政府の目まぐるしい農業政策の変更。生産物の価格保証の撤廃、品目横断的経営安定対策など、枚挙に暇がない状況です。

さらにまた、現在計画されているオーストラリアとの関税の撤廃に向けての経済連携交渉が行われていて、全国の農業関係者は固唾を呑んで交渉の行方を見守っています。

そして、そうした厳しさが、農業を基幹産業としている美唄にとって、極めて大きな影響を与えています。

市長は、ことし4月農政部を設置しましたが、それは今後農業行政が一層厳しくなり、本市農業の活性化に欠かせないものとして設置されたとするなら、その先見性については評価するものであります。

農政部が設置され、9カ月になりますが、これまでとどのように変わったのか、具体的にどのような施策をとってこられたのかお尋ねいたします。

その2点目は、EPA関税撤廃による本市農業の影響についてであります。農水省は12月1日、オーストラリアとの経済連携協定締結後に農畜産物の関税が撤廃された場合、

2005年度では40%だった日本の食糧需給率、これはカロリーベースであります、この需給率が30%近くに落ち込むという、極めてショッキングな試算を公表しました。

小麦・砂糖など、高関税で保護している重要品目がオーストラリア産に切り替わり、国内農業生産は1兆4,000億円減少するとしています。

また、これに伴い生産者と関連産業などを含めると、約8万8,000人が失業するとしています。

また、道の農政部の試算によりますと、北海道では4,000億円以上の生産額の減少を見込み、小麦で言えば製粉化された加工品が低価格で輸入されるため、生産の停止に追い込まれる、製粉会社の生産額はゼロになる、このように予想しています。

このことは、小麦が主要農産物の1つとしている本市にとっても、重大な影響をもたらすものであります。

そこで具体的にお聞きしますが、本市における小麦の現状と影響がどうなるのか、過去3年間の平均の作付面積、生産量、農業算出額がどのようになっているのかお聞きいたします。

3つ目は、残留農薬についてであります。

函館の亀田農協から出荷されたカボチャから、ポジティブリストによる基準を超える農薬ヘプタクロルが検出され、出荷できないという事態が発生し、道内の消費者からも不安の声が上がり、各地で自主検査が行われてきました。

その結果、十勝では水田転作の畑から検出されたり、各地で基準以下あるいは痕跡有り

という報告がありますが、本市においても消費者の中に、美唄産の農産物に残留農薬がないのかどうかという不安の声があります。

市民が安心して美唄産の生産物を消費するためにもお聞きいたしますが、美唄では残留農薬の検査を行ったのか。行ったとすれば検査した農薬の数はどれだけなのか。検査の結果はどうだったのかについてお聞きいたします。

4つ目は、遺伝子組み換え作物についてであります。

この問題については、昨年の第4回定例会においてもお聞きしておりますが、最近遺伝子組み換え大豆を食べたラットから生まれた子どものラットは、死亡率が高く、成長も遅かったという実験結果が大きな波紋を呼んでいます。

この実験を行ったのは、ロシア科学アカデミー高次機能・神経行動学研究所のイリーナ・エルマコバ博士で、この博士はこの7月に来日して東京や大阪など全国で6カ所で実験結果についての報告をしています。

農水省、厚生労働省は、この実験結果にはホームページで実験結果に否定的な見解を紹介していますが、国民の不安の声は消えていません。

アメリカでの遺伝子組み換え大豆の作付は年々ふえて、06年は大豆作付面積の9割近くになっています。

日本は、アメリカからの輸入が75%を占め、日本の大豆の需給率は5%です。遺伝子組み換え大豆が食卓に上る割合は6割以上ということになります。それだけに、イリーナ博士の実験結果の波紋は大きいわけです。

市として、こうした遺伝組み換え農産物の危険性を消費者はもちろんですが、とりわけ生産者に周知徹底させなければならないと思えますが、市長のお考えをお聞きいたします。

大綱質問の4点目、教育問題について教育長にお尋ねいたします。

その1点目は、教育基本法の改正についてであります。

私は、改正ではなくて改悪だと思っておりますので、括弧付きで改正としていますが、私はこの問題では第3回定例会でも質問しています。

現在この基本法は、参議院で審議され、今週中にも強行採決されようとしています。9月以降教育をめぐる問題では、さまざまな問題が発生しています。9月21日の東京地裁による、君が代の強制に対する違憲判決。10月23日には倶知安中学校で君が代斉唱を妨害したとする道教育委員会の処分を道人事委員会が処分取り消しの採決をする。各地で連鎖的に発生した子どものいじめによる自殺問題。教育基本法のタウンミーティングでのやらせ問題などがあり、国民世論は政府、与党の強引なやり方に批判の声が一層高まっています。

子どもの教育にかかわる重要な法案ですが、学校の教室で教師が子どもたちにいじめや暴力はしないように、意見が違えばお互いに納得するまで話し合わなければいけないと教えながら、国会では強引なやり方で採決する。こうした自民党や公明党のやり方が、子どもたちの目にどのように映るのでしょうか。

また、この法案がもし成立したとして、その成立の過程を先生方は子どもたちにどのように教えたらいいのか、教えようがないので

はないかと思えます。

政府、与党は教育基本法の改正の理由として、この法律はアメリカ戦後占領軍によってつくられたということ、大きな理由の1つにしていますが、これは明らかに不快でしかありません。平たく言えば屁理屈です。

こうした論理を持ち出さなければならないほど、与党の基本法の改正理由は薄弱であり、根拠がありません。

だからこそ、タウンミーティングでのやらせ発言で、世論を誘導しなければならなかったわけであります。

教育基本法が改正され、さらにまた現在文科省で改訂作業に入っている学習指導要領が制定されるなら、学校現場の荒廃は一層深刻なものになります。

学校では、子どものいじめによる自殺ばかりでなく、教職員のいじめによる自殺も発生しかねません。

この場合、いじめる側は学校の事情、学校現場の事情を無視して強引に施策を押し付ける政府、与党であり、文部科学省であります。

各自治体の教育委員会は、文科省の押し付けを、各学校の管理者に押し付けることとなります。各市の教育委員会や学校管理者は加害者の立場になると同時に被害者でもあるわけです。

こうした事情が明らかになってきた現時点において、教育基本法の改正に対して改めて、教育長のお考えをお尋ねいたします。

2点目は日の丸・君が代の東京地裁の判決についてありますが、9月21日入学式や卒業式での日の丸の掲揚と君が代の斉唱に従わなかった教職員の懲戒処分に対し、東京地裁の

難波孝一裁判長は、判決文の中で、国歌斉唱などを強制した都教委の通達や指導は憲法が定めた思想・良心の自由の侵害に当たり、行政の教育への不当介入の解除を定めた教育基本法に違反する、このように判決文で述べております。

また、10月23日倶知安中学校の卒業式での君が代の斉唱を妨害したとして、教員の懲戒処分を道の人事委員会がその処分を取り消す裁決を出しました。

美唄では、ことしの卒業式・入学式で教員に対し、君が代の斉唱に強制的に起立させるという事態が発生しましたが、東京地裁の判決と道の人事委員会の採決が出されたことによって、強制的に起立させることは間違いであることとなりますが、この判決の採決に対し、教育長はどのようにお考えなのかお尋ねいたします。

3点目は、児童生徒の非行の実態とその対策についてお聞きいたします。

最近、私の住む地域で起きたことではありますが、一人暮らしの女性の玄関で何かが破裂した音を聞いて外に出てみると、子どもが走って逃げていくのが見えたということでもあります。玄関フードの中には花火の燃えカスが落ちていたということでもあります。

こうしたいたずらはしばしば耳にすることがありますが、本市においては児童生徒の非行についてどのように把握しているのか、また、その対策はどのようになっているのかお聞きいたします。

4点目は児童生徒のいじめ、自殺についてであります。

昨年9月に滝川市の小学6年生の女子が自

殺をしたのをはじめ、ことしの10月以降一月余りの間に3件のいじめによる自殺が発生し、また4件の自殺を予告する文書が見つかっています。

本来楽しく学び、楽しく遊び、友情を育てるはずの学校が、いじめられる生徒にとってはまさに地獄であって、そこから逃れる方法としてみずからの尊い命を捨てなければならぬということがあってはならないことでもあります。

このことが社会に与えた影響は、極めて大きいものがありますが、同時に滝川での事件に対する道教委の対応のおくれに対しても厳しい批判の声が上がっています。

本市においても機敏な対策が必要としていますが、本市でのいじめの実態がどのようになっているのか、またその防止対策をどのようになされているのかお聞きいたします。

5点目は、生徒の自殺についてであります。11月29日の新聞報道によれば市内の男子生徒の自殺の記事が掲載され、市民にとって大きな衝撃になっています。私は、改めて亡くなられた生徒のご冥福を祈りますと共に、ご遺族の方々にも心からの哀悼の意を表したいと思っております。

私は、あえてこの問題で質問しますのは、この事件が発生してから新聞報道の記事が極めて少ないこともあって、市民の中にさまざまな憶測が飛び交い、間違ったことが人口に膾炙することによって、遺族の方々や学友たちを傷つけてはならないと思うからであります。

正確な情報を知るためにも、自殺の経過と教育委員会や学校の対応をどのように行って

きたのかお尋ねいたします。

●議長長岡正勝君 市長。

●市長桜井道夫君（登壇） 長谷川議員の質問にお答えします。

初めに、福祉灯油についてであります。支援を求める方については、美唄市社会福祉協議会が実施する「たすけあい金庫」による貸付事業や、美唄市社会福祉協議会が窓口となって、北海道社会福祉協議会で実施している「冬期生活資金」貸付事業など、各種福祉施策の活用を図ることで対応してまいりたいと考えておりますが、とりわけ一定額の年金のみで生活している方々などにとっては、灯油価格の高騰は生活に影響を与えておりますので、どのような支援ができるのか、関係機関や団体等と協議するなど、今後検討してまいりたいと考えております。

次に、生活保護受給者の母子加算についてであります。母子加算は従来18歳まで支給年齢としておりましたが、高校へ通う子どもに対し、就学費用を生業扶助として、新たに支給する対策を講じたことなどにより、平成17年度からその対象年齢を15歳までに引き下げたものであります。

なお、生活水準の激変に配慮し、16歳から18歳の子どもがいる場合は、3年間で段階的に見直しを行うこととし、今年度でその経過措置が終了することとなっております。

今般、マスコミ等で15歳以下も母子加算を廃止するという報道がなされておりますが、現在のところ国や道から通知がございませんので、今後国の動向について、情報を収集するとともに、全道市長会とも連携し、必要な対応に努めてまいりたいと考えております。

次に、公営住宅について、公営住宅の現状と今後の建設見通しについてであります。現在の団地数及び管理戸数は市営住宅が16団地で1,138戸であり、内訳で申し上げますと公営住宅が858戸、特定公共賃貸住宅が12戸、改良住宅が268戸であります。また、道営住宅は3団地で202戸となっております。

今後の建設計画につきましては、「公営住宅ストック総合活用計画」により、老朽化した住宅の建替と、団地の統廃合を基本としておりますが、本市の厳しい財政状況を踏まえ検討してまいりたいと考えております。

次に、公営住宅の家賃の見直しについてあります。公営住宅の家賃制度は平成8年の法改正により、応能応益に改められましたが、近年全国的に応募倍率が急増している中で、入居者と非入居者間での公平性を欠く事態も生じていることから、国では入居収入基準及び家賃制度の見直しを行っているところであります。

今後、国の制度改正の動向を見極め、市営住宅の管理状況及び道営住宅や周辺自治体の状況を踏まえながら、住宅使用料のあり方について検討してまいりたいと考えております。

次に、農業問題について、本市農業の活性化についてであります。農業を取り巻く環境は、担い手の減少や高齢化、食の安全・安心に対する消費者の関心の高まり、さらにはWTO、EPA交渉の進展など、大きく変化しております。

こうした中で国は、担い手の経営全体に着目した「品目横断的経営安定対策」や農地・水・環境の保全向上と農業の自然循環機能の維持・増進を図る「資源・環境保全対策」の

導入、米政策改革の着実な推進など、食料・農業・農村政策全般にわたる改革を進めることとしております。

本市としましては、農政の大きな転換期を迎える中、農業が地域経済を牽引する基幹産業として、足腰の強い農業をめざして、農政部や農業支援センターを設置したところであり、担い手の育成・確保をはじめ、農産物の生産振興、地産地消などを本市農業の活性化に向けて取り組んでいるところであります。

次に、本市の小麦に現状についてですが、過去3年間の平均では、作付面積は約2,400ヘクタール。収穫量は約1万トン、農業産出額は約14億円となっております。

EPA交渉により、小麦の関税が撤廃された場合には、オーストラリア産との競合により、本市農業に大きな影響を与えることが想定されます。

次に、残留農薬についてですが、本年5月29日から農薬等の残留基準を規制するポジティブリストの制度が施行されており、市内の各農協では講習会やパンフレット等の配布を通じて生産者に対し、農薬の適正な使用について指導を進めております。

また、美唄市農協及びいわみざわ農協では、野菜の無作為抽出による残留農薬検査を自主的に行っているほか、岩見沢保険所による残留農薬検査が行われております。

次に、検査対象農薬数につきましては、美唄市農協の自主検査では156農薬、保健所による検査では32農薬について検査が行われており、その結果につきましては、農協及び保健所による検査とも、すべて基準値以下で、残留農薬はほとんど検出されなかったと伺って

おります。

次に、遺伝子組み換え作物についてですが、道は遺伝子組み換え作物の屋外などでの栽培による一般作物への交雑、混入と、生産上や流通上の混乱を防止するとともに、遺伝子組み換え作物の開発等にかかわる産業活動と農業生産活動の調整を図るために、国よりもハードルの高い栽培ルールを定めた、「遺伝子組み換え作物の栽培等による交雑等の防止に関する条例」を、本年1月から施行しております。

本市においては、道条例を遵守していくことが基本と考えており、今後とも農業者の理解と協力を図ってまいりたいと考えております。

なお、福祉用具、貸与の実態については、保健福祉部長から答弁をさせていただきます。

●議長長岡正勝君 保健福祉部長。

●保健福祉部長安田昌彰君 福祉用具貸与の実態につきまして、私から答弁させていただきます。

福祉用具貸与の実態についてですが、初めに貸与条件ではありますが、介護保険で要支援、要介護と認定された方で、適切なケアプランに基づき日常生活の便宜を図るため、必要な方に対し、福祉用具が貸与されます。

次に、貸与件数についてですが、今年度10月末までの実績で申し上げますと、月平均186件となっております。

次に、貸与条件に合わなくなり、返還された件数についてですが、車椅子や特殊寝台の合計20件となっております。

次に、貸与にかかる本人負担額ですが、歩行杖、車椅子、特殊寝台などで、月額

100円から3,000円程度となっております。

●議長長岡正勝君 教育長。

●教育長村上忠雄君（登壇） 長谷川議員のご質問にお答えいたします。

初めに、教育基本法改正についてですが、改正案は本年11月16日、衆議院本会議で可決され、現在参議院の特別委員会で慎重な論議がなされている状況であります。

これまでも100時間を越える審議が行われており、本国会でもこれらを踏まえた幅広い論議が行われるものと考えております。

教育基本法は、国の最高法規である憲法に則り、教育諸法の総則的な位置付けを持つ重要な法律でありますことから、審議に当たっては国民の理解が得られるよう、きめ細かな論議がされるよう期待するとともに、その審議内容についても認識を深めなければならぬものと考えているところでございます。

また、タウンミーティングにつきましては、広く国民の声を聞き、国民の政策形成に参加する機運を盛り上げる機会として、公平に実施されるべきものと考えているところでございます。

次に、日の丸・君が代の東京地裁判決及び道人事務委員会採決についてですが、いずれも現段階では確定しているものではないので、これについて直接言及する立場にないと考えているところでございます。

教育委員会といたしましては、これまでも国際社会に生きる日本人としての自覚や資質を育成するために、学習指導要領に基づき、入学式や卒業式における国旗・国歌が適切に実施されるよう指導してきたところであります。

す。

今後におきましても、こうした考え方に基づき、各学校において適切に実施させるよう努めてまいりたいと考えております。

次に、本市における児童生徒の非行の実態とその対策についてですが、平成17年度本市における問題行動発生件数は、7件が報告されており、その内容は、万引き、喫煙等となっております。

今日の生徒指導におきましては、学校・家庭・地域社会が連携を深め、一体となって子どもの望ましい成長を支えていくことが、一層重要となっておりますことから、PTA、青少年指導員等による巡回指導を行い、非行問題の未然防止に努めているところでございます。

さらには、連合町内会の中には、児童生徒の安全確保も含めた見守りを行うなど、地域ぐるみで子どもの健全育成を支える体制づくりが進められているところでございます。

また、学校においては、校内の生徒指導体制による指導を徹底するとともに、事例によっては警察署等との密接な連携が必要となることから、教育委員会と警察署との間で「子どもの健全育成サポートシステム」を平成18年3月6日締結したところでございます。

次に、児童生徒のいじめ、自殺についてですが、今回の滝川市の件につきましては先日市教委の報告書の内容が公表されたところでありますが、このことにつきましては、保護者との信頼関係や関係機関等との迅速な情報の共有化が必要なことであると考えているところでございます。

本市におけるいじめの発生件数につきましては、平成17年度は1件、今年度は現段階で3件が報告されており、その内容は言葉などによるものであります。

未然防止の方法につきましては、学校では道徳等の時間にいじめにかかわる問題を取り上げ、積極的に指導を行うとともに、日常的な観察をきめ細かく行うなど、児童生徒の発するサインを的確に捉えるための取り組みを行っております。

また、いじめは早期発見が早期解決につながる例が多いことから、市教委で開設している3つの相談窓口や、道教委などが設置する相談機関等について学校を通して広く周知するなど、早期発見のための方策を講じているところでございます。

次に、生徒の自殺についてであります、本年11月28日に市内中学校の1年生男子生徒が自殺いたしました。

教育委員会といたしましては、昨今の連鎖的に発生している自殺事故を受け、各学校において命を大切にする指導を徹底してきたところでありますが、その中でこのような事態が発生したことはまことに残念であり、亡くなられた男子生徒、及び遺族の方々に対しまして心から哀悼の意を表すところであります。

遺族に残された「遺書」の最初には、「僕が死ぬ理由は決していじめなどではなく、生きるのに疲れたためです」とあり、そのほかには家族への感謝と謝罪、親しい友人に向けたメッセージが書かれてありました。

この遺書の内容や家族からの聞き取り内容、当該中学校における全校生徒への質問紙調査

による結果を総合的に判断し、現段階では自殺は「いじめ」によるものではないと考えているところでございます。

その後、12月5日には緊急の校長会を開催し、事実経過の説明を行い、指導の徹底を図るとともに、市内全児童宛に「命を大切にしたい」、そして保護者宛には「子どもとの対話の充実を」という教育委員長メッセージを配布したところでございます。

いずれにいたしましても、中学生の自殺という事実を重く受け止め、命を大切にする指導のさらなる徹底や、スクールカウンセラーの活用などによる児童生徒に対する教育相談機能の充実に努めてまいりたいと考えているところでございます。

●議長長岡正勝君 9番長谷川吉春議員。

●9番長谷川吉春議員 この場から何点か再質問させていただきたいと思っております。

最初に、福祉灯油です。福祉灯油のことですけれども、昭和56年に始まって平成2年だったか、3年ですか、事業を廃止したわけですけれども、このときには市から直接そうした低所得者の人たちに対して、補助を出しているわけです。

ただいまの市長のご答弁では、市から直接支給するという形ではなくて、支援を求める人たちには社協で実施している「たすけあい金庫」だとか、道の社会福祉協議会で実施している「冬期生活資金」そういう貸付事業、こういうものを図ることで対応していきたいということであるわけですから。

どうしても、市として、市独自として行うということが難しいということで、こうした社協だとかそういうところからの貸付を活用

していただくということのようですけれども、どうしても市として実施できないということであれば、そうした関係機関との協力もある意味では必要な場合もここに出てくるんじゃないかと思うわけですが、そうした関係機関との団体との協議、これがぜひ前向きな形で結論が出るように、努力していただきたいと思うわけですが、この中で、いわゆるそうした資金の貸付の場合、保証人が必要になるわけです。

私最近ですけれども、公営住宅に入居する人の保証人になったんですけれども、そのときの必要な書類として、税務課から納税の証明書、それを取り寄せて、それも添付して保証人の必要な書類として出したわけですが、言ってみれば高齢者あるいは障がい者の人たちが、保証人になってもらう場合には、いろんな元気で働いている人たちが保証人になってもらえばそれにこしたことはないんですけれども、そうした人たちの知り合いというのは結構高齢者が多かったりしているし、お付き合いの範囲もかなり狭いということで、保証人になかなかないというところもあるわけです。

そうした中で、こうした資金の貸付の場合の保証人の条件が、どのようになっているのか、借りやすいような条件になっているのかどうか、その点お聞きしたいと思います。

それから次に、公営住宅ですけれども、まだ新聞報道の中で、具体的にそれがどのようになるのかということではまだ見えていない部分で、もっぱら新聞報道で市民の公営住宅に入っている人たちが、自分たちの入っているところどうなるんだろうという、そうした

不安の声が出ているわけです。

この中で、家賃の問題ですけれども、家賃については国の基準があって、それが全国一律なわけです、その基準が。その基準を定めるには、さまざまないろんな係数だとか、細かい基本、基準があって、それで決められるわけですが、だから美唄としての家賃、単独で決めるという要素というのはなかなかないわけですが、そうした中でも少しでも居住者の負担を少なくするということでの、市としての裁量、できる部分があるのではないかと思うんですけれども、それがどういう範囲でそうした裁量があるのか、その点についてやはりお聞きしたいと思います。

それから次に、農業問題ですけれども、農政部の設置、ことし4月からやられて9カ月になるわけです。

はじめて、例えば農業支援センターだとかそういうものはじめてできたり、つくられたり、取り組みもさまざまな活動がやられてきていると思うんです。特に、農政部が設置されてすぐやらなければならなかった問題として、ことしの春の天候不順による小麦の根腐れだとか褐色病など、そうした大変な事態に遭遇したわけですが、市としても設置した以上、さまざまないまの情勢に対応できる、農家の人たちが本当に安心して農業を営める、そうした施策をどのように進めていくかということでもさまざま苦労されてきたと思うんです。

設置されて9カ月ということもあって、具体的な目に見えた成果、そういう部分で言えばそう多くはないのかもしれませんが、せっかく設置した以上、これから大いに美唄

の農業活性化のために、さまざまな施策の充実のために事業を発展させてほしいということでもあります。

この部分についてはご答弁はいただかなくて結構です。

それから次に、EPA問題についてでありますけれども、きょうの北海道新聞に出ているんですけれども、政府はきのうの11日、貿易自由化を柱とするオーストラリアとの経済連携協定EPAを締結することが、日豪両国に大きな利益をもたらすと、こう言っているんです。

さっき、市長のご答弁では、特に重要品目に入っている小麦、美唄の主要な農産物の1つでありますけれども、その中身を、その現状どうなっているのかということ言えば、例えば収穫量が約1万トンと、農業産出額が14億円、そうした美唄の小麦のおかれている状態がそういう状態なわけです。

この小麦がオーストラリアとの協定が締結されればどのようになるのかと。いわゆる自由貿易協定になるわけです。関税が撤廃されるということになると、安い農産物がどんどん入ってくる。だから、道の試算でも、北海道の製粉工場は全部ストップするだろうと。小麦の生産が停止されると、そういうぐあいに予想されているわけです。北海道はそれによって農業の産出額の減収が約4,000億円になると、このように言っているわけです。

しかし、政府でいわゆるオーストラリアとの共同研究との最終報告ということで交渉しているわけですが、この中では日豪両国に大きな利益をもたらすと言っているんです。

これは、たしかに大企業だとか、財界には大きな利益をもたらすかもしれないですけども、実際にこの農業生産者にとっては重大な問題です。

これまで日本の農業をめぐってさまざまな国の施策によって、農家経営が圧迫されてきておりますけれども、これほど大きな影響を及ぼす施策というのは、私は初めてでないかというぐあいに思うんです。

北海道の小麦が全滅すると。北海道の製粉工場が操業ゼロになると。これは道の農政部の試算ですが、そういう重大な内容を持っているEPA交渉なわけですが、私はそうした状態の中で、美唄に影響する重大さから見ても、国に対してそうした主要農産物は、こうした協定から除外するということが、国に対して強く働きかけていく必要があるんじゃないかと、私はそう思うんです。

この新聞報道によれば、来年に入ってからもうすぐ交渉に入っていくということで、交渉開始を目指す方針だということで新聞で報道されているわけですが、いま言ったようにこれが農産物に与える影響、農畜産物に与える影響は極めて大きいものでありますので、ぜひそうした点で国に対して強力に働きかけていただきたい、そのように思うわけです。

それから、教育長にお尋ねするわけですが、先ほどのご答弁では、東京都の地裁の判決、あるいは道の人事委員採決には、現段階では確定していないということです。美唄でもことしの卒業式や入学式で教員を強制的に起立させる、君が代の斉唱のときに強制的に起立させるということがあられるわけですが

れども、しかしこの東京地裁の判決、あるいは道人事委員会の採決の中身は、そうした強制をするべきでないと、東京地裁の判決は明確に憲法違反だということまで言っているわけです。たしかに、現段階では確定はしていないわけです。

しかし、確定していないという状態であればこそ、そうした強制的に起立をさせるということに対しては、当面それを差し控えるということが必要でないかというぐあいに思うわけです。

その点について、お聞きしたいと思います。

それから、もう1つはタウンミーティングの問題です。

これがやらせ発言ということで、これは大変な世論の批判を浴びているわけですが、これまでやられたタウンミーティングの中で、報道されている中身で言えば、発言を依頼した人に謝礼を払うとか、あるいは依頼した人の会場を案内する人にお金を出すとか、さまざまな形でやられているわけです。

先ほども申し上げましたけれども、教育基本法の改正に対して、例えば全国の校長先生からのアンケートを見ても、6割、7割の校長先生がそれに反対している状況です。それからも自民党や公明党のやり方に対して厳しい批判が出されている中で、世論誘導のために国の税金を使って、タウンミーティングでやらせ発言している。おまけに会場には教育関係者を大量に動員すると、ところによっては参加者の3分の1以上が教育関係者だったという会場も、あちこちにあるわけです。

私は、9月の定例会の中で、文科省の役員がタウンミーティングに出席して、改正を肯

定する、そういう発言はいかなものかということで私は9月の定例会で言いましたけれども、これがそれどころではないです。このやらせ発言というのは。

こうしたことが、そうしなければ世論を誘導できないほど、言ってみれば改正に向けての正当な理由付けができないというのが、現状だと思うわけです。

そうしたことに対して、先ほど教育長が、タウンミーティングについては広く国民の声を聞き、国民の政策形成に参加する機運を盛り上げる機会として公平に実施されるべきものだ、というぐあいに先ほどお答えになっているわけです。

しかし、そのやり方は公平に実施されていなかったわけです。

そうしたやり方に対して、教育長は、改めてどのようにお考えなのか、お聞きしたいと思います。

●議長長岡正勝君 市長。

●市長桜井道夫君 長谷川議員の質問にお答えします。

初めに、貸付制度の保証人についてですが、「たすけあい金庫」や「冬期生活資金」を借りる場合は、保証人1名が必要となります。保証人の条件については別世帯で返済能力がある者のほか、年齢による制限を設けていないなど、手続きのしやすい内容になっているものと承知しているところでございます。

次に、公営住宅について、市の裁量で定める入居者負担についてであります。家賃は政令により算定された額が基本となりますが、住宅の位置や設備等を勘案した利便性係数の一定の範囲内で、市が定めることとなっております。

り、取り扱いについては道の規則に準じております。

なお、駐車場の使用料については、道の使用料を参考に市が独自に定めております。

つぎに、EPA交渉に向けての要請活動についてであります。11月30日に道及び市長会、農業協同組合中央会などで構成する北海道農業・農村確立連絡会議が、小麦などの重要品目について、例外措置を講じるよう「日豪FTAに関する要請書」を国などに提出しているところでございます。

●議長長岡正勝君 教育長。

●教育長村上忠雄君 長谷川議員のご質問にお答えいたします。

初めに、卒業式・入学式についてですが、学校における国旗・国歌につきましても、学習指導要領に基づいて行われるものでありまして、国旗・国歌を尊重する態度を育てる観点から、児童生徒を指導する立場にある教員につきましても、儀式的行事に望む態度として、国歌斉唱時において起立することが望ましいことと考えております。

今後引き続き、教職員の間で、国旗・国歌の指導やその意義等について、意思の疎通・共通理解を図るように努め、入学式や卒業式が厳粛かつ清新な雰囲気の中で行われるよう取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

次に、教育基本法の改正についてですが、タウンミーティングのあり方につきましては、広く国民の意見を国政に反映させる目的も開催趣旨にあるということから、報道等に指摘されましたことにつきましては、残念なことと考えているところでございます。

また、教育基本法の改正につきましては、現行の教育基本法は、制定から半世紀以上が経過し、この間教育を取り巻く環境が大きく変化していることなどから、我が国の未来を切り開く教育の実現に向けた教育改革が推進されていくことは、大切なことと考えているところでございます。

●議長長岡正勝君 9番長谷川吉春議員。

●9番長谷川吉春議員 教育長に1点だけお聞きしたいと思います。

卒業式・入学式で君が代を斉唱するときに起立をさせるということが、いわゆる法的拘束力を有する学習指導要領に基づいて適切に行われているというぐあいにお答えになっているわけですが、学習指導要領そのものではそこまで細かいことは決めていないわけです。

先月の11月29日だと思いますけれども、参議院の教育基本法特別委員会の中で、塩崎官房長官がどのようにお答えになっているのか。

1999年に国旗・国歌法が制定される、そういう国会審議の中で、当時の野中広務官房長官がこういうことを言っているんです。「式典において、起立する自由もあるし、起立しない自由もある」と、「国歌を斉唱する自由もあるし、しない自由もある」とこのように答えているんです。当時の野中官房長官が。

先月の29日の参議院の特別委員会では、共産党の井上哲士議員の質問に対して、塩崎官房長官は野中広務官房長官の言ったことはそのとおりだと、このように答えているんです。

そうすると、先ほど教育長がお答えになった、いわゆる学習指導要領に基づいて適切に行われているということになると、その学習

指導要領そのものが、国会の答弁とかなり違った中身になるわけです。

先ほどのご答弁で言えば、教育長のお考えは、野中官房長官が言おうとどう言おうと、塩崎官房長官がどう言おうと、強制的に起立させるのが正しいんだと、そのように受け取れるんです。果たしてそれでいいのかどうかということですよ。

これは、非常に重大な問題です。幾ら現在まだ東京地裁の判決や道人事委員の採決がまだ確定していないという状況であっても、そうした官房長官が国会で答弁されたことは、これは大きな意義を持っていると思うんです。そうであるなら、教員を強制的に起立させるということは、あってはならないことだと、私はそう思うんですけれども、その点について教育長の再度のお答えをお願いしたいというぐあいになります。

●議長長岡正勝君 教育長。

●教育長村上忠雄君 長谷川議員のご質問にお答え申し上げます。

卒業式・入学式についてであります。学校行事であります卒業式・入学式、儀式的行事でございますけれども、これは教育の機会均等の確保と全国的な一定水準の維持という目的のために、過去の最高裁判決で出されておりますけれども、法的拘束力を有する学習指導要領に基づいて、これは実施されていくものであります。

国歌の起立斉唱など、式典の事務運営を行うことは、公教育に携わる児童生徒を指導する立場にある公務員としての職務上の責務が教員にあるものと考えております。

こうした考え方にに基づき、教職員は教育公

務員としての責任と自覚のもとに、教育指導を行うことが大切であり、教育上の効果からも、子どもたちに対してみずから範を示すことが、その職責として求められていると考えているところでございます。

なお、この実施に当たりましては、学校内部での十分な校長以下、十分理解を深めて臨むことが大切である、このように考えているところでございます。

●議長長岡正勝君 一般質問については回数制限でやっておりますので、質問に対して的確にご答弁をお願いしたいと思います。

長谷川議員の本件に関する発言はすでに3回に及びましたが、会議規則第56条但書の規定により、特に発言を許します。

9番長谷川吉春議員。

●9番長谷川吉春議員 私は非常に残念だというぐあいにこう思うんです。

教育長のご答弁では、いわゆる学習指導要項、これが法的な拘束力があるんだと、だからそれに基づいて、教職員を強制的に起立させることができるんだというお答えです、簡単に言えば。

そうすると、野中官房長官の言ったこと、起立する自由もあるし、しない自由もあると。それから塩崎官房長官が、それはそのとおりだと。だから、これは塩崎官房長官が答えたというのはついこの間です。

野中官房長官が答えたのはいまから7年前ですけれども、そうすれば教育長の論理で行けば、その官房長官がそういうぐあいに答えたことが間違いだということになるんです。

だから、改めてお聞きしますけれども、野中官房長官や、それから塩崎官房長官が答え

たこと、いわゆる起立する自由もあるし起立しない自由もあると、その考え方が間違っているというぐあいにはっきり言うことができるんですか。

そのことをお聞きしたいと思います。

●議長長岡正勝君 教育長。

●教育長村上忠雄君 私は教育指導要領の中には、卒業式・入学式等の儀式的行事のときには、国旗を掲揚し、国歌を斉唱するものとするということで記載されております。

私はこれまで、やはり卒業式等におきましては、国旗を掲揚し、国歌を斉唱することが望ましいということで、やはり起立することなど、やはり儀式に相応しい態度であるということ、それが望ましいことだということで、私は考えておりますし、これからもそういった姿勢で臨む、そういった姿勢を私は変えておりません。

ただ、こういったことを行うときには、やはり学校の内部で混乱が起きないように、校長それから教員、これらの話し合いを十分話し合っただけを進めてもらいたい、こういうふうをお願いをしているところでありまして、この考え方については、これからも一切変わるものではございません。

●議長長岡正勝君 次に移ります。

2番広島雄偉議員。

広島議員の一般質問は、自席から行うことといたします。

●2番広島雄偉議員（登壇） 平成18年第4回定例会に当たり、病院問題についてお尋ねいたします。

美唄労災病院は、昭和30年炭鉱災害等にかかる脊損診療を専門として設立された病院で

あり、平成10年には「勤労者腰痛・脊損センター」「産業保健科」が設置され、また、緊急患者の搬送体制としてヘリポートも設置されるなど、脊損医療の質の向上、診療機能の自立を果たしてきた病院であります。

一方、市立病院は昭和18年に町立病院として設置され、現在も内科系を中心として市民の健康を守る役割として、その一端を担っているものであると考えております。

平成9年12月に特殊法人等整理合理化が閣議決定され、平成12年12月に労働福祉事業団より、美唄、岩見沢労災病院の統合、廃止、縮小が示されました。その中で、労災病院の業務は、労働災害に起因する疾病について研究機能を有する中核病院とすることとされております。

平成13年3月には、美唄労災病院の存続に向けて患者団体などによる支援組織が設立され、その後5団体により美唄労災病院の統廃合に反対し、医師存続に関する運動が始められました。その結果、平成12年12月に、労働省審議官が来美し、労災病院の再編計画が示されました。

平成15年に労働福祉事業団より、美唄労災病院の再編計画が出され、いま現在はそれに沿って運営している状況であります。

脊損の患者としては、いままでの脊損の診療をしてきた美唄労災病院が、市立病院と統合した場合、脊損診療がいままでどおり行えるのかどうか、疑わざるを得ません。

脊損診療が現状の通り行うことができないとなれば、市立病院と美唄労災病院の統合については反対であります。

質問の1点目は、美唄労災病院の維持存続

についてであります、平成11年以降5団体による労災病院を維持存続に向けての要望活動の主な内容についてどのような行動があったのか、また国会議員へのその要望、その対応はどうであったのかをお尋ねいたします。

2点目は、労災病院の再編計画の基本的な考え方についてであります。

平成12年に労働省から出された再編計画は、どのような内容であったのか。また、平成15年に労働福祉事業団が示した美唄労災病院の再編計画の内容はどのようなものなのかお尋ねいたします。

加えて、市立美唄病院との統合となった場合、この再編計画はどのようになるものかについてもお尋ねいたします。

3点目は、労災病院の果たしている役割についてであります。

美唄労災病院が地域の中核病院として果たしてきた役割をどう捉えているのか。また、地域に与えている経済効果はどのくらいなのか。さらに市立病院と統合した場合に、地域経済にどのような影響があるのか、またないのか。これについてお尋ねいたします。

4点目は、今後の地域医療についてであります。

美唄労災病院がいままで果たしてきた脊損医療をどのように押えているのか。また、市立病院との統合で廃止された場合、統合できずに現状で残った場合の双方において、美唄市の地域医療にどのような影響があるかについてお尋ねいたします。

以上4点について、1回目の質問を終わります。

●議長長岡正勝君 市長。

●市長桜井道夫君（登壇） 広島議員の質問にお答えします。

初めに、病院問題について、美唄労災病院の維持存続についてであります、関係5団体による要望活動につきましては、平成11年度から平成13年度にかけて、関係省庁へ6回、道へ1回、関係国会議員へ5回、関係道議会議員へ1回、労働福祉事業団へ3回実施し、美唄労災病院の維持存続に関する要望を行ってきたところであります。

また、国会議員につきましては、道内選出議員をはじめ、関係する多くの議員に対し要請を行ったところ、情報の提供や関係省庁への要望の際に対応いただくなど、さまざまな面で支援をいただいたところでございます。

次に、再編計画についてであります、平成12年12月に労働省が発表した「労災病院の再編等整備計画」では、労災病院は引き続き業務災害等による負傷・疾病に対する専門的な医療を推進するとともに、勤労者をめぐる健康問題に積極的に対応するなど、経済社会情勢の変化に応じて新たな役割を果たしていくことが必要であり、その運営についても経営の抜本的改善を積極的に進める必要があるとされたところであります。

計画には、美唄労災病院と岩見沢労災病院を統合することが盛り込まれ、美唄労災病院は「腰痛・脊損を中心とした外科系」、岩見沢労災病院は「じん肺を含む呼吸器系疾患を中心とした内科系」の診療機能に重点を置きつつ、それぞれの診療体制を見直し、機能の明確化を図るとともに、病床数を両院合わせて776床から700床に減少するとされたほか、両病院の地域において果たしている公的な医療

機関としての役割などを十分考慮した上で、両病院のいずれか一方を分院とする方向で統合し、勤労者医療のさらなる機能の充実を図るとされたところであります。

また、平成15年8月には、労働者福祉事業団より美唄労災病院の今後のあり方として、廃止する診療科として小児科、皮膚科、耳鼻咽喉科、放射線科、歯科、医師の確保が可能となった場合に個別に協議する診療科として、脳神経外科及び産婦人科、存続する診療科として整形外科、リハビリテーション科など11診療科、さらに病床数については300床とし、遅くとも平成17年度末までに完了するとの考えが示されたと同っております。

現在市では、美唄市地域医療ビジョンに基づき、市立病院と美唄労災病院の統合をめざし取り組んでいるところであり、12月中には労働者健康福祉機構としての判断が示されることとなっております。

次に、労災病院の役割などについてありますが、美唄労災病院は昭和30年に、労働災害による脊髄損傷者の診療に当たることを主たる目的として設置されましたが、今日では総合的な診療機能の提供、救急患者の受け入れなど本市における中核的な医療機関として地域医療に大きく貢献いただいているものと認識しております。

また、経済効果の面で申し上げますと、具体的に把握しておりませんが、美唄労災病院が現在約400人の職員の方々が勤務をされており、これら職員や関係する方々の雇用面、さらには市税収入はもとより、病院及び職員等による市内消費など大変大きなものがあると認識しております。

なお、市立病院と美唄労災病院の統合により、持続可能な医療体制を実現することが、地域経済への貢献につながるものと考えております。

次に、今後の地域医療についてありますが、美唄労災病院は北海道全域における高度で包括的な勤労者医療とリハビリテーション医療を提供するなど、重要な役割を担ってまいりました。

しかし、市立美唄病院、美唄労災病院はいずれも医師不足等により経営状況が悪化するなど、いまの形のまま存続することは難しい状況にあります。

このため、今後必要とされる医療を継続して提供するためには、市内医療水準の向上に資する中核病院として、両院がそれぞれ持っている医療資源を活用した、新しい総合病院づくりが必要と考え、その実現を目指し取り組んでいるところであります。

特に、脊髄損傷者医療につきましては、美唄労災病院が設立された経緯や、これまでの歴史的背景などを踏まえ、新病院においても継続して提供するため、労働者健康福祉機構の全面的な支援を前提に協議を進めているところでございます。

いずれにいたしましても、本市が自立に向けて市民の皆さんが安心して暮らせるまちづくりを進めていくためには、地域医療の確保は最優先課題であると考えており、病院統合について年内に合意形成が図られるよう最大限の努力をまいります。

●議長長岡正勝君 2番広島雄偉議員。

●2番広島雄偉議員 再度質問いたします。

ただいま市長の答弁で、病院の統合につい

て年内に合意が図れるよう最大限努力をする
と言っておりますが、来週中にも厚生労働省
から統合についての答えが出ると、そういう
ような情報もつかんでおります。

特に、脊損医療につきましては、労働者健
康福祉機構の全面的な支援を前提に協議を進
めているということですが、仮にこれ統合し
た場合、やはり医者不足の問題、こういった
ものから、やはりこの脊損医療をどのような
形で担保してもらえるのかなど、これが本当
に重要な課題であります。

我々患者にとっても、道内唯一のこの脊損
医療、脊損治療をする病院がなくなる、これ
はどうしてもなくさなければならない。やっ
ぱり市立病院と、労災病院の統合によって、
これがなくなるのであれば、やはり我々命も
なくすと同じことです。

そこで、市長に再度お伺いするのは、この
問題について、この医師の確保なり何なり、
どのような形でやるのか。この脊損治療につ
いてどのような考え方を持っているのか。再
度市長の考えをお示してください。

●議長長岡正勝君 市長。

●市長桜井道夫君 広島議員の質問にお答え
します。

脊損医療についてであります。美唄労災
病院が設立された経緯や、これまでの歴史的
背景から、脊髄損傷者に対する医療は美唄市
に定着をしております。また、本市には多く
の脊髄損傷者が暮らし、継続したケアが必要
となっております。

このような中、新病院において、現在美唄
労災病院で行っている脊損医療を継続して提
供するためには、医師確保など、労働者健康

福祉機構の全面的な支援が前提と考え取りま
す。

統合に当たりましては、この要件を満たす
ことが前提条件と考えておりまして、引き続
き合意形成に向けて取り組んでまいりたいと
このように考えております。

●議長長岡正勝君 次に移ります。

19番 荘司光雄議員。

●19番 荘司光雄議員（登壇） 私は時代の経
済分析と美唄市にとってどのような財政運営
策が整合性を保てるか。特に80年代またバブ
ル経済がはじけ90年代及び今日までに、過去
の検証を含めて市長に質問いたします。

なぜ、80年代から今日までの25年間を取り
上げたか、このことについて申し上げます。

それは、戦後61年間を経過しましたが、日
本の文化の側面や経済にとって、歴史的な転
換期であり、誰もがまったく経験したことが
ない25年間であった。現在進行形で進んでい
ますが、この時点で検証は今後生き残ること
に最も必要と判断したからであります。

まず最大のポイントは、東西冷戦の終焉で
あります。

日本経済は、戦後我が国中心の工業社会づ
くり、自国有利の貿易立国をめざして頂点を
迎えたのが80年代であります。まさに、ジャ
パンアズナンバーワン、GDP世界一を謳歌
し、バブル経済を絶頂期として時代の転換期
を迎えました。

このとき、日本の多くの人たちは、土地、
株を中心として、その天井知らずの値上がり
にわれを忘れ、価値観さえ仮死状態でありま
した。

しかし、世界が大きく変わるときで、戦後

続いた冷戦構造が89年終焉を迎えていたのであります。バブル経済始まったときと同じ時期であります。

冷戦後の日米の経済環境は一変しました。いわゆる国際化、自由化、情報化の時代。

アメリカは経済的にはむしろむき出しの敵対関係すなわち冷戦中の日本への経済的方策を放棄し、関税の撤廃引き下げをはじめ、規制緩和、日本的商慣行の障壁除去など、市場原理の競争原理を雪崩打つように攻勢をかけてきたのであります。

このような情勢の中で、日本政府は90年代から今日までどのような経済政策をとってきたのでしょうか。

バブル崩壊後、地価、株価ともに急速な下落が続き、景気が急激に冷え込みました。各金融機関は、不動産融資による不良債権を抱えこの回収に躍起となり、貸し渋り、貸し剥しとなりまして、結果的には設備投資の抑制や消費低迷、ついにはマイナス成長、金融機関の破綻、住専処理法の成立となりました。

この間、政府の経済対策は、6回に及びましたが、景気回復に至らず、逆に膨大な国債発行残高を抱えることとなりました。

ここに登場するのが、橋本内閣であり、国の財政立て直し策のため、消費税を3%から5%に引き上げたのであります。

さらに、特別減税配置、財政構造改革法の成立となりまして、最悪の景気状況となりました。

今度は小渕恵三内閣が98年から2000年まで、この2年間は徹底的な緊急経済対策として、約160兆円の国債、単独地方債を発行し、14カ月予算、あるいは16カ月予算と間断なく進

みましたが、このときは世界同時不況を言われる時代であり、公共事業関係はばら色であっても、結果的には戦後初めてのデフレ状態となってしまいました。

そのあと森短命内閣はまさに、01年から5年間、あの小泉内閣の構造改革なくして景気回復なしの競争原理市場主義の登場であります。

徹底した国の財政再建。官から民へ、中央から地方へと、中央官僚にとってはまったく都合のよいからくりが、天下を制したのであります。

競争原理市場主義ですから、戦後日本の文化ともなった効率と安全と平等は、消し飛びました。まったく新しい格差社会となり、このことは、国民1人ひとりに及び、ワーキングプアーという新語が生み出す状況となり、行政分野では地方分権の名のもとに、実態自治体合併と同時に、最悪の財政悪化の状況であります。

そして、美唄市も他地域と同様、過日の財務実態調査で明らかなように、全体の債務総額は543億円と美唄至上例を見ない現実突き当たっています。

要点を絞りながら、この20年間の振り返りましたが、私はここから反省と教訓を得るべきだと考えております。

まず第1には、むき出しの資本主義原点の競争原理市場主義が日本人の文化に馴染むものなのか。

この新たな格差社会が果たして正義なのか。そして、夕張のように、地方自治体が懸命に生き抜くため、みずから住む住民ともども石炭から観光へと地域の産業構造を変えて、自

立体制を整うようにした努力が悪なのか。

いままた自治体再生法の見直しで進む、第2の夕張づくりは、美唄にとって無縁だろうか。

基本的には、個人資産である農地以外、社会的生産性を持つ可処分財産のない美唄市は、むしろ夕張より悪い財政再建団体になってしまうのではないか。このことは近隣空知管内市はもちろんのこと、道内を見渡しても、札幌ほか一部工業都市を除けば、合併したところで生きていけない市町村ばかりだと私は思っています。

したがって、国の政策、特に財政運営策、いわゆる従来感覚できたことの反省、みずからの判断能力を持つことの重要性、事柄に対する洞察力、先見性、そして地域の経済基盤の把握、その将来性。同時に地域が持つ可能性も追求など、いかに地域の知恵と創造性が試されているか、私は腹の底からこのことを認識すべきだと痛感しております。

そこで市長に伺いますが、1つに、この25年間の検証であります。

2つには、再建団体への危惧であります。

3つには、病院問題はただいま同僚議員も質問されましたが、労災との統合は、地域を経営していく場合には、このことについては欠かせない全体の取り組むべき事項であります。このことが財政的にはどうなるものであろうかと、このことを3つ目にお聞きいたします。

4つには、現在の第5期総合計画、また自立推進計画及び市長公約は、右肩上がりの従来型の思想が根付いていると私は考えています、内容がそうであります。

したがって、市長自らが思い切ってこれを切り込む勇気と決断が必要と考えていますが、いかがでしょうか。

5つには、関税の税率及び品目等規制緩和が進む中で、同僚議員も質問していましたが、今後の農業は、相当厳しくなると思われれます。一過性である公共事業に目を奪われるのではなく、地域経済、域外収支に持続的に貢献する産業基盤の創出に重点を置くべきだと考えます。

以上について、お答えを願います。

●議長長岡正勝君 市長。

●市長桜井道夫君（登壇） 荘司議員の質問にお答えします。

時代の経済分析と美唄市財政運営の整合性についてであります。まず初めに1990年代の国の経済対策と市の財政運営との関係ですが、本市においては当時近隣自治体と比較し、下水道整備の普及率が低かったこと、公営住宅の建替事業時期にあったこと、土地区画整理事業が平成2年から着手していたことなどから、美唄市新総合計画に基づき、起債制限比率の適正化などの財政指標に留意しつつ、国の有利な起債許可や交付税措置を利用し、社会資本整備を進めてまいりました。

しかしながら、その後の日本経済は、金融機関の不良債権問題への対応のおくれなどもあり、デフレ経済が長期化し、税収の落ち込みと相まって国債残高が膨張し、国の「三位一体改革」が打ち出されたところであります。

このことから、本市の財政状況においては、交付税の大幅な減額により、標準財政規模の縮小を招き、財政指標が悪化したところであります。

このような社会経済情勢の変化に伴う国の大きな政策転換は、極めて大きな影響であったと認識しております。

なお、今後の財政運営に当たっては、社会経済情勢の変化を見極めるほか、みずからの地域経営を行うという視点を改めて再認識するほか、極めて厳しい財政状況ではありますが、財政調整機能の強化に努めなければならないものと考えております。

次に、新たな破綻法制についてですが、総務省の「新しい地方財政再生制度研究会」が先般最終報告書をまとめ、財政指標が一定基準に達した場合に、早い段階で健全化の自主的な取り組みを義務付ける「早期是正」とさらに指標が一定基準まで悪化した場合、国や都道府県が強く関与して再建する「再生」の2段階の枠組みの導入を提言したところがあります。

総務省は今後、具体的な制度づくりを急ぎ、早ければ08年度実施に向け、来年の通常国会に関連法案を提出することとしております。

このような、再生制度の枠組みが大きく変わろうとする中であって、現在本市の最大の懸念であります地域医療体制の再構築と市立病院事業会計の不良債務の解消に向けた取り組みとともに、今年度から新たな指標とされた実質公債比率の適正化に向けた取り組みが重要課題であると考えております。

次に、市立美唄病院と労災病院との統合については、最重要課題であり、病院がそれぞれ持っている医療資源を活用した新しい総合病院づくりに向け、持続可能な医療体制の実現をめざして取り組んでいるところでありますが、地域医療の再編は、財政的、地域経営

的にも重要な課題であると考えております。

次に、総合計画・自立推進計画・公約の関係についてであります。現在策定中であります公債費負担適性化計画に基づき、市債発行の抑制の観点から、それぞれ一定の見直しは必要であると考えております。

今後の総合計画の推進に当たりましては、「選択と集中」による地域経営という視点から、地域経済の波及効果の高い産業、競争力のある域外市場産業の重点的振興をはじめ、少子高齢社会に対応した域内市場産業の育成、さらには都市構造の再構築などにより、持続的・自立的な地域経済・社会の実現をめざすほか、広域連合等を活用した公共サービス、社会インフラの広域的連携など、経済・社会圏を構成する市町村と共同した取り組みへの重点化を図ることが必要であると考えております。

次に、産業基盤についてですが、今後の産業振興の基本的な考え方としては、1点目として農林水産業、製造業の就業者数が減少しているとともに、建設業や公務の就業者数の減少が予想され、それらは商業・サービス業のスパイラル的な衰退、地域内雇用の減少に至る可能性があること。

2点目としてこうした事態を阻止するため、農業などの域外市場産業で、域内連関の高い産業等の重点的な振興により、建設業や公務等の雇用減を補うことが必要であること。

3つ目として域内消費も域外流出が始まると、採算性の悪化、品揃え等の魅力の減退、さらなる流出という負のスパイラルの可能性があるので、域内需要の流出を事前に措置するため、競争関係にある近隣都市圏を念頭に

魅力的な商業・サービス機能を維持・充実することが必要であると。

4つ目として域外の有価証券の購入に充てられている資金を、農業などの市内の重点的振興事業産業に振り向けることが必要であること、などが課題であり、本市の基幹産業である農業を中心とした産業間の連携による地域内循環型経済の構築をめざし、地域経済の活性化に取り組んでまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、今後の地域経営におきましては、地域経済の構造分析など、本市の現状と課題を的確に把握し、内発的な産業振興と地域内における経済の循環を図り、地域経済がみずからが地方財政を支えていくという地域経済活性化の視点に基づいた施策展開に取り組んでまいりたいと考えております。

●議長長岡正勝君 19番庄司光雄議員。

●19番庄司光雄議員 市長、まず基本的な認識を問いたいですけれど、いま一通りお答えをいただきました。早くてわたしメモできませんでしたが。

でも、どう言おうと、89年のベルリンの壁とともに、世界戦争終わったんです、一旦。この認識が、まず一番頭に來なければ話にならないんです。

これ私、何度も言ってきました。

市長にしたって助役にしたって、皆さん方、それぞれ市役所にずっとおられたんですから、私は83年からずっとこのこと言い続けています。83年には地域経済の問題にどうそのことにきっちり話を出しました。トップリーダーの時代認識にすべてかかっている、そう言っ

ている間に、89年に冷戦を迎えたんです。

冷戦を迎えたということは、日米間の関係というものは、どういう形で日本という国が、日米安保体制でありますけれど、このアジア、東南アジア、そして極東の重要なやっぱり拠点として、西欧諸国に組み入れられたその位置を、精一杯発展する国、それから民主主義を謳歌する国という形で、政治的、世界的戦略でもって、アメリカをそれを保護してきたわけでしょう。その必要性がなくなったということ。先ほど私、質問の中にそれを入れたんです。

だから逆にむしろいままで手一杯、いつでもアメリカは貿易赤字だけれども、日本という国がそういう形で育ってもらわなければ困るから、それを受け入れてきたんだから今度は返してもらおうという形に、攻守ところ変わってしまったんでしょう。

ここのところが今度は情報化の時代の中で、いわゆるアメリカ型グローバル化という形で進んでいるんじゃないですか。

この小さな美唄において、この小さな美唄から、空知管内全部の仲間の市、北海道全体、日本全体、そして世界全体の状況を見渡していかない限り、このちっちゃな美唄でそういうことをしない限り生きていられない時代。

この基本認識が、そしてその中でいま行われていることはどういうことかと言ったら、地方分権一括法以来、さらにまだ2次、3次ときているんでしょう。基礎自治体の、言えば合併です。合併したって生きていかれるような状況じゃないですか。北海道の大産業というのは、いまなんだかんだ言ったって1次産業でしょう、農業。林業もご覧のとおり。

漁業も。200海里から、70年代200海里から今度は、もちろんマグロも高くなる、何も高くなる。あの13億人の国の中国が、魚食べ始まったんだから。アメリカが逆にあれだけの国でありながら、魚中心になり始まったんだから、日本食ブームです、だから。世界でもそうじゃないですか。魚の漁獲高規制ですよ、今度。

北海道全体のこの1次産業がどういうふうにかわっていくかということになったら、先行きが明るいという形でとれますか。だから私はその中で美唄は農業だから、農業は税率、あるいは品目も含めて、先ほど同僚議員も質問してきましたし、昨日も土井議員やりました。

このFTAなんて、オーストラリアとの全品目です、これ。14品目完全にゼロですよ。あの巨大なオーストラリア。いま干ばつで悩んでいるようだけれども、こっちにすれば、あの干ばつが全国的に広がってもらいたいものだと思うぐらいに、そうすれば自分ところで食べるものないから少しこのFTA交渉をちょっと中断するかということにもなってくれないかと思うぐらいです。

私は、先ほどだあつと言われましたけれど、こういう基本認識をはっきりしてからでない、こういう自治体の地域経営もうやっけない時代ですよということが第一です、すべて。

1つひとつ答える必要ありません。ただ、そのことの基本認識をまずお伺いします。

それから、1番心配している、いま言われた自治省の自治体再建研究会の報告です。これ宮脇先生ですから、北海道に非常に関係あ

ります、この座長やっているのは。

大体総務省を含めて、国自体の認識、どういう認識かといったら、これ9日の北海道新聞ですけれど、今度の新地方財政制度研究会の中で、自治体に対して甘えの意識という認識です。自治体財政は、総務省幹部はこう言っている。「自治体財政は自主運営する緊張感に欠ける。借金に当たる地方債残高がふえても最終的には国が交付税長持ちする期待があったためだ。」

基本的に、いまこの新しい地方再生法を総務省が来年出すといっていると言われました答弁で。霞ヶ関のこの総務省出身の人は、こういう認識でもっていま、新しい自治体再建法を来年法改正しようとしているんです。

だから北海道新聞では、これは9日の同日ですけれど、自治体財政の再生法にかけて、見出しは「第2の夕張生まれぬよう」ということで、国に対しても批判をしています。

国自体も、道自体も、それからまた市町村段階も、言ったら3者寄りかかってやってきたじゃないかと、右肩上がりだったからずっと。冷戦前は、冷戦が終わる前までは、その流れでずっとやってきたじゃないかと、冷戦のこと書いていませんけれど、ここには。

だからもたれあっていて、急に、自治体の方に、急に自治体の側の方にだけ、自主運営する緊張感に欠ける。霞ヶ関の役人というのはこんなもんだ。大変申し訳ないけれど。例え公式の場であろうと、私はそう発言します。

特殊団体だとか何とかという公団だってみんな、全部機構に逃げていったじゃないですか。依然として、この天下り機関になっていくでしょう。一層天下りのことについては、

規制法を強化するとは言っているものの。

国や役人は10年かかって5%削減なんて、何の話ですか。自治体なんかでもって、みんな各方向でどんな知恵出していますか、いま。

そして、自治体は自主運営の緊張感に欠ける。この認識で法律改正されて、来年以降、そして美唄の産業構造からいって、どう言われようと厳しい。

美唄の工業出荷高というのは200億円足らずでしょう。この基本計画では250億円と言っているけれど、出荷高です、これ。

農業だって総生産なんてものは、それこそ実質的には70億円ぐらいではないですか。50から70ぐらいじゃないでしょうか。70億円まで引き上げるといならもっと低いのか。

どうやってこういう認識で法律改正されて、この間の財務実態調査の調査にあった3セクから、貸付金から、それから他会計から繰替運用する旨やら、その総額約542億何千万円という言ってみれば543の方が覚えやすいと、同僚議員が言いましたけれど。

私は美唄でもって例えば夕張の場合は、どういう形でもって人口が7,000人なり8,000人なり減っていくという形になろうとああやって観光産業にシフトして懸命に努力していましたが、積極的な投資です。生きるがための投資です。ああやって、観光会社も入ってきました。ほとんどが、産業廃棄物にはならないと私は思っています、夕張は。買い手がつきます。運営され、経営され、なっていくます。

しかし、夕張の職員とか市の職員とか、市民は相当打撃です。もうすでに市民の約220名を超えたそうですから、夕張から離脱した

のが。でも、美唄よりはまだ。

美唄はそういう買い手のつく可処分財産ってあるんですか。そしてそれをもとにして、ある程度の雇用を確保したり、生産を上げたり、営業をしたりとなっていくんですか。

言われた少子高齢化、福祉です。そして私どもは一致している交流の問題です。そしてこれが、人が動いて物・金・情報が動くということ期待してのことでしょう。

美唄の最大産業も、いまそのうちに福祉産業になるんじゃないでしょうか。

このことを、本当に市長が地域、農業中心とした循環型と言っても、市内の循環でもってどれだけのフローのお金を動かせるんですか。

命は市内循環型を農業中心であって、それが全体の3分の1も4分の1に、消費購買力からして。貿易収支でもって徹底的な黒字をめざすしかないです。域外収支です。

その前段の基本認識と全体状況と、北海道の産業、美唄の産業、そういうものを全部捉まえていかなければ、どうしようもならないんじゃないですか。

たしか世界でいま、情報産業でもって、ホリエモンみたいな人が出たり、それらは局部の世界です。ネット産業や何なりは。

少子高齢化が進行している中で、そんなことにならない。何よりも、美唄は15歳から65歳までの就労人口がふえていく見通しはまったくないでしょう。高齢化が進んで消費者は進むんですから、15歳、65歳の人口のここに、就労人口がふえていくということにならないでしょう。そのこと考慮に入れた産業づくりというものが、どうしたって考えなければな

らない。これは北海道全体の問題だし、日本全体の問題だろうとは思いますが。

そういうこといま申し上げた前段の認識と、国際情勢は、こういう形でもって、今度EPAもそうですけれども、こんどはフリートレードでもって2国間貿易はすごく進んでいるわけでしょう。FTAというのが。日本だって、フィリピンだの、メキシコとかブラジルだとか、いろんなところと2国間貿易、その箇所は品目で調整しています。

そういう形でもって動いているという中で、の生きざま探しですから。とにかくその認識まずお答えください。

それと、再建団体の私の危惧です。

来年法律が改正されたときに、私どもは財務実態調査をして、議会としても本当によかったなと思いました。ああいう形でもって実態調査をしていなければ、あっちの書類見て、こっちの報告書見て、ここを見てと、つなぎあわせなかったらわからない。

この危惧の問題、どのように考えておられるのか、1点目の基本認識と、全体認識です。それといまの具体的にはこの再建団体の問題。

それから病院の問題。これは、財政的に、地域経営的に両面から見て必要だと、こう言われる。これ違う。財政的に見たら、地域を経営するためには、この少子高齢化の中でもって、医療の生地に福祉もかたならなければ、保険もかたならなければ何もかたがらない。やっぱり、地域経営的には絶対に必要です。

しかし、財政でもって考えたら、自治体立でしょう。市立でしょう。いま新しい病院、その医療ビジネスを待っていないかならない。経営形態別です。そしたらこれは、市立

病院だからといってそのまま新しい病院に、いまの約、ことしでどのぐらいになるのかわかりませんが、19億円は超えるんでしょう。不良債務。20億円近くなるんじゃないですか。これ、新しい病院の、そのまま不良債務にオンできるんですか。

少なくとも、新しい病院は、新しい体で、新しい人たちが入って小さくなったけれども、そして脊損のところ仮に担保されていっても、肩の荷を軽くした形でもって船出で、そして患者の期待にこたえていくと、そういう医療サービスを要求されるんじゃないですか。

約20億円近い不良債務どうするんですか。一般会計、片側いってオンしますか。あと1年であれです。区画整理事業会計閉鎖するんです、今度整理段階に入るんです。整理が終わったら、約40億円でしたか、財務実態調査では。それが地方債に残っているわけでしょう。過疎債だから、まだ交付税で補てんされると言っているの、交付税そのもの見通しというのはどうなっているかということでしょう。これだけ税収、交付税算定延びたって、来年の交付税ふえないんでしょう。

病院問題ひょっとして、諸刃の刃の上を走りながら、しかし、地域の経営戦略からすれば、統合してでも残さねばならない。そのために、命を懸けるといのがいまの状況です。極まった状態だと思います。

この辺3点で、再質問いたします。

●議長長岡正勝君 庄司議員の再質問に対する理事者の答弁は、午後からいたします。

午後1時10分まで休憩いたします。

午前12時05分 休憩

午後 1 時 10 分 開議

●議長長岡正勝君 休憩前に引き続き会議を開きます。

午前中の荘司議員の質問に対する理事者の答弁から入ります。

市長。

●市長桜井道夫君 荘司議員の質問にお答えします。

はじめに、基本的な時代認識についてですが、世界的に見ると冷戦抗争の終焉により、経済分野でのグローバル化が進展し、日米間においても貿易、安全保障などさまざまな面で変化し、グローバル化や市場原理主義によって、格差の拡大など、社会の不安要素が生じてきております。

日本国内におきましても、このグローバル化は進んでおり、第1次産業など、さまざまな分野で変容してきつつあり、地方へもこの影響が及んでいるものと認識しております。

また、アメリカ型の経済至上主義は、日本の文化・歴史・伝統・情緒などまでが変わるような、大変憂慮される時代になっているものと危惧しているところでございます。

次に、再建団体の危惧についてですが、国における地方の見方は夕張問題を契機に大変厳しいものとなっており、国と地方の関係は、いままでのようにはならないものと認識しております。

現在検討されております、新しい破綻法制の中では、病院の不良債務の問題が重要な課題ととられており、計画的な解消に努めなければならないものと考えております。

次に、市立病院と労災病院の統合に当たっ

ての不良債務の扱いであります。新しい病院の経営上、不良債務をどのようにするか、市全体の問題として対応する必要があると考えており、今後国及び道とも協議の上、早期にその解消に向けて検討してまいりたいと考えております。

●議長長岡正勝君 19番荘司光雄議員。

●19番荘司光雄議員 基本的に、分水嶺であった東西冷戦やら、重要事項についての3点、私としてはお尋ねをいたしました。

いまのご答弁の中で、それぞれ理解をしたいと思っております。

ただ最後に、いずれにしてもこれだけ厳しい環境下にあるということだけはもう、はっきりしているわけです、内にも外にも。そしてどこからも、従来で言うならば道とか国とかという縦の流れでもって一定の問題解決をしてきたけれども、その縦の流れでは解決できるような状況もうないわけです。いえどどうなって、財政再建団体になるかならないかというような環境にあるわけでしょう、財政問題で言えば。

それから、国自体はもうどう言おうと、さっきも言った自治体再生法でもって、地方でもって責任を持ちなさいと、こういうやり方です。

それでは環境はどうかというと、さっき、いまも市長が答弁、前段されたような状況にあることは間違いない。

そうすると、そういうことに対する認識を、市民全体が、やはりそうだということをおわかっていくように、どう取り組むかということだと思っております。

そして、その市民のそういう何とかかんと

かと言っている、どこを見渡してもそういう環境なら、だからといって逃げ出すわけにもいかないと。あるいは企業は引き上げなかであるかもしれないけれども、引き上げた結果をどうするかという問題だってあるわけでしょう。そしたら、失業者が残るということになるでしょう。

だから、結局はそういう状況というものを、本当にどうやって話をしながら、情報共有、状況認識を共有しあうかと、これがいま美唄市にとっても、どこの市町村にとっても最大テーマだろうと思うんです。

その場合、1番大事なものは、市長自身が、どういうリーダーシップを発揮するかと、いまこう行けば、こうなるというそういう処方箋は出せないが、出せないけれどもこれと、これと、この課題と、それからこれと、これと、この課題はなんと言ってもこれは国際的にくるものには、もうこれ押しとどまらないわけだから、例えば農業めぐる状況なんかは。そういうようなことを、やっぱり説明、きちっとしながら、よしと、いままでのように行政にとか、あるいは場合によっては市議員に頼んでとか、そんなような話でもう通らない時代だぞと。こういうようなやっぱり認識というものをしていくということが、いけば協働という言葉は、市民の説明という問題でもって、いろんなビジョンであろうと、あるいは今後のまちづくり基本条例、そういうものやなんかでこうやって出ているけれども、そういうことは本当の意味で具体化していく。本当に心をひとつにしていく。そういうことにトップのリーダーシップが必要になってくる。

その場合、どこから手をつけるかです。どこから。いきなり不特定多数の市民の皆さん方に手をつけられないでしょう。

やっぱり、地域の総合事務局センターであり、市役所の内部なり、市役所に関連する、それが専門職の病院の、例えば看護師であれ、保育士であっても、関連する人たちが、本当の意味で市長のもとに、これも市長の直轄のあれでしょう、それこそ専権事項の任命管理者であり、トップ責任でしょう。

ここと、全部とやっぱり、心ひとつにするということをもまずしなければ、私は今度は市民に向かってという形にはならないと思うんです。

そこで一番大切なのはやっぱり状況を知ってもらうためにはきちっとした理論というもの、かくかくしか事実に基づいて、客観的な事実に基づいて、そういうものを指し示しながら、だから美唄に、美唄だけの問題じゃない、こういう環境だということを、話し合わなければ、しなければならぬと思います。

そしてその中では、生き残るといふ、ものすごい情熱をかけて生きてもらわなければならないわけだから。そうするとそういう意味の心の部分が必要になってくるわけでしょう、どうしても。

私は予算委員会等や、地域づくりやそういう中でよく言いましたけれど、論理という意味での理、あるいは理屈が通る、言われたらそのとおりだという部分を、私は理と情の世界をよく言います。そういう、たしかにその通りだ、理屈が通るといふことと、だが負けないよ、やっていくよと、心をひとつにしてやっていくよというこの情の部分と、これを

組み合わせしながら、理と情というこういうものを組み合わせして、長の、リーダーシップ、これをまず、役所内部から、それから外に向かって、そうするとおのずと市の職員に対する評価も変わってくる。

それから市の職員に対する信頼性も高まってくる。

そういう状況をつくりつつ、市民に説明しながら、一緒にやっ払いこう、いわゆる協働の精神です。

こういうことに市長としても、私はリーダーシップを期待したい。それなくしてはのり切れない。それがあってものり切れないかもしれないが、しかしそういう努力をすべきだと思う。目的意識的に努力をすべきだと、そういうふうに考えていますので、その辺を市長からお伺いしておきたいと思います。

●議長長岡正勝君 市長。

●市長桜井道夫君 庄司議員の質問にお答えします。

私ども、このいまの現状というのは、かつて経験したことのない、厳しい状況ということで、いろんな情報を市民と共有し合いながら、まちづくりに、心をひとつにして望まなければ、いまのこの難局を乗り切ることはできないと考えてございます。

そういう中で、職員の果たす役割も当然そういう目的意識を持って、市民にいろんな行政が理解していただけるような内容の仕事をしなければいけないと思っております。

特に、地方分権の進展に伴いまして、地方の自己決定、自己責任のもと、自主自立に向けた協働型の地域づくりへと変革が進む中で、自治体職員のあるべき姿が問われておりまし

て、全体の奉仕者としての力が試せる時代を迎えております。

このような中、自立の道を選択した本市にとりまして、生き残るための地域経営を進める上で、財源と並んで重要なのが人材でございます。

職員が自立に向けた多くの課題に意欲を持って取り組むためには、職員1人ひとりが危機意識を共有し、改革の必要性を認識した上で、組織全体で総力挙げて改革に取り組むことが必要でありまして、そのためには職員の資質や能力を最大限に引き出すことが不可欠であると考えております。

このため私は、今後改革の流れや時代の変化に合わせて、職員1人ひとりが、そして組織全体がそれぞれ最大限に能力と機能を発揮できる体制づくりや、職場環境づくりに向けて取り組んでまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、私のリーダーシップのもと、的確な現状認識と、危機意識、強い改革意識を職員と共有し、職員の力を高めながら一体となって自立した地域づくりに全力を尽くしてまいります。市民と心がひとつになるように、的確な情報共有にも、これも全力を挙げて努めてまいりたいと、このように考えています。

●議長長岡正勝君 次に移ります。

17番吉田栄議員。

●17番吉田栄議員（登壇） 2006年第4回定例会に当たりまして、順次市長並びに教育長にお伺いをしてまいりたいと思います。

まず、冒頭に申し上げておきます。

私を含めて、13名の一般質問に立ちました。

その総括的な、いまお話が前段同僚議員のご発言にもありました。

要するにいま、2万9,000人の市民がこぞって耐えなければならないところを耐えて、そしてきょうの糧をどう減らしてでも、あすの生きる手立てを考えていかなければならない、そういう立場で市の運営すべての面で、対応していただかなければならないのではないのか、こんな立場での質問が、きょうで3日間にわたる一般質問の底流に流れているその本質はそこにあったんだなど、こんなふうに振り返ってもおりますし、私自身、そういう認識のもとで、順次質問をしてまいりたいと思います。

まず初めに、東明公園の活性化について伺います。

1つは、今シーズンにおける、あの東明公園に入り込んだ客入り。どういう状況であったのかを伺います。

2つ目に、熊対策であります。

熊の出没によって、随分と市民並びに美唄を訪問した観光客の皆さんに、ご不自由をおかけしたと思っておりますが、その熊対策について、いかが手立てを取られたか。そしてまた、来シーズンに向けてどういう立場で、どういう施策を講じようとしているのか、その辺についてお伺いをしたいと思います。

2つ目の大きな項目では、市内の各業界における動向、そして今後の見通しについて伺います。

もちろん、工業、商業、その業界における過去何年か前の状況とあわせて、今日的な状況について、お示しをいただきたいと思います。

あわせて、運輸関係なり、あるいは飲食店の関係なり、知り得る範ちゅうで過去の実績、そしてまた今日的な状況についての見方を、市長の目を見た、感じ取られたこととお伺いしたいと思います。

3点目は、農業問題であります。

まず1つ目に、日豪間の経済連携協定に対する認識であります。

本件については、同僚議員の質問にもありましたが、その部分にかかわっては省略をしていただいても結構でございますから、このEPAにかかわる市長の認識について、伺いたいと思います。

農業問題の2つ目は、未耕作の農業地がどういう状況になっているんだろう。

かつては、幾ら田んぼをふやしても、畑をふやしても、まだまだほしい、ふやしたい、そういう時期もあったわけですが、今日的にどういう未耕作農地、遊休地、その実体について伺いたいと思います。

そして、その未耕作農地をどのようにして活用しようとしているのか、全く無作なものかわかりませんが、お考えがあればお聞かせをいただきたいと思います。

4番目は、農地・水・環境保全向上対策事業、品目横断的経営安定対策の1つでもあります、この環境保全向上対策について、お伺いをしたいと思います。

その1つ目は、活動組織の関係については同僚議員の質問もございましたので、概ね理解をいたしましたので、割愛をいたします。

2つ目の道対策にかかわる予算の枠組みが、いかがの状態になっているか。道の関係はどうなのか。市の来年に向けての予算の行方、

これについての現状、どうなっているのか、その辺について伺いたいと思います。

その同対策にかかわる市の支出予算額、7,300万円すると言われておりますこの大きな必要とする金額を、いわゆる後期計画の中でどのように組み立てようとしているのか。そして、議会のコンセンサスをどのように得ようとしているのか。

この辺についてのお考えがあれば伺いたいと思います。

農業問題の5番目になりましょうか。

第8回全国米食味分析鑑定コンクールの認識について伺います。

去る11月25日福井県の越前市で行われた鑑定コンクールであります。そのことについて市長の知り得る範ちゅうで、状況についての認識を伺いたいと思います。

6つ目は、おぼろづきの2003年から今日まで、さまざまな経過がございました。北海道なり、ホクレンなり、地元農協なり、あるいは地元の農民とおぼろづきの種子保存のために北農研から作付を依頼された阿部義一農業者とのかかわり。さまざまな出来事やら、潜在的な状況もあったように聞いております。

それらについての、いわば2003年から今日までの総括的な立場で、市長の見解を伺いたいと思います。

さて、次はおぼろづきを美唄のブランド米として、名実ともにその姿をつくり上げてほしいと、そのことについて私は、きょうのこの一般質問を含めてちょうど10回になりました。

同じ課題で10回続けたテーマはそうなかったんではないかと思いますが、このブランド

化に向けて、およそその基礎はできた。私はこう認識しておりますが、その実現のために、しっかりとその中身を築きあげるために、何が重要なのか、いまから成していく施策について、市長のお考えを伺いたいと思います。

次は、教育長に伺います。

アルテピアッツァ美唄について、見解をお伺いしてまいります。

1つは、今シーズンにおけるアルテピアッツァ全体の利活用の状況はいかがであったのか、その辺について伺いたいと思います。

2つ目には、その利活用を成した結果として、どういう収益があったのか。そして、委託料と申しましょうか、非営利活動法人NPOにかかわる委託料とのかかわりについて、伺います。

3番目は、トイレの設置であります。

定かであるかないかわかりませんが、あのピアッツァ美唄のどこを指しているのかわかりませんが、トイレの設置について計画があるように聞いていますが、私は認識不足なためにその辺が余り明瞭でございません。現在のトイレにかかわる状況と、今後の計画について伺いたいと思います。

予定としては、体験工房にかかわる質問を考えていましたが、同僚質問の、そして答弁によってその内容についてはおおよそ理解いたしましたので、この場からの質問は以上で終わります。

●議長長岡正勝君 市長。

●市長桜井道夫君（登壇） 吉田議員の質問にお答えします。

初めに、市内各業界の動向と今後の見通しについて、市内各業界の経済動向についてで

ありますが、工業につきましては、昭和30年代後半の石炭から石油へのエネルギー変革により、本市では石炭産業に変わる新しい産業の開発と、産炭地域振興対策として、東明工業団地や空知団地が造成され、企業誘致に力を入れ今日に至ったところです。

工業生産出荷額の推移では、昭和60年以降着実な伸びを見せ、平成7年には280億円を超えましたが、その後平成17年調査では、164億円と減少傾向となってきております。

また、事業所、従業員数でも、平成5年の86社1,924人をピークに、平成17年には59社1,049人と減少をしてきております。

このことは、景気低迷が長期化する中で、公共事業の減少による製造業の再編や、生産拠点が海外にシフトされたことなどにより、市内企業に大きな影響が出ているものと認識しているところでございます。

次に、商業についてであります。商業統計調査によりますと、年間販売額では平成3年の455億6,000万円、商店数、従業員者数では昭和63年の475店2,275人がピークとなっておりますが、平成16年調査では年間販売額は約290億円、商店数は281店、従業員数は1,638人と減少しております。

このことは人口の減少のほか、消費購買力の市外への流出が大きな要因と考えられ、市内の商業者にとっては極めて厳しい経営状況にあるものと考えているところでございます。

次に、運輸関係及び飲食業についてありますが、事業所・企業統計によりますと、市内の運輸業につきましては、平成13年頃までは事業所は30社程度、従業員者数は700名前後で推移してきておりましたが、平成16年調査

では事業所数は23社、従業員数は471人となっております。

現在、ガソリン等が高騰していることから、運輸業にとっては厳しい経営環境が続くものと考えております。

また、飲食業につきましては、平成8年は事業所数が195店、従業員数は637人でありましたが、平成16年調査では事業所数が169店で、従業員数は581人となっております。微減傾向で推移してきているところでございます。

次に、農業問題について、日豪間等経済連携協定についてであります。EPA交渉により、小麦等農産物の関税が撤廃された場合には、外国産との競合により本市農業に大きな影響を与えることが想定されます。

このため、11月30日に道及び市長会、農業協同組合中央会などで構成する北海道農業・農村確立連絡会議が、小麦などの重要品目について例外措置を講じるよう、「日豪FTAに関する要請書」を国などへ提出しております。

この問題は、本市農業にとりまして、重要な問題と認識しておりまして、今後も要請活動に努めてまいりたいと考えております。

次に、未耕作農地の実態についてありますが、2005年農林業センサスの調査結果では、耕作されていない遊休農地は約35ヘクタールあり、これらは主に光珠内、峰延地域など山間地帯や一心、共練地区などの市街地周辺に多く見られる状況であります。

次に、未耕作農地の活用策についてありますが、認定農業者等担い手への利用集積などを図ることが難しいものと思われることから、地域の状況等により他の用途への利活用について、農業委員会と検討しているところ

でございます。

次に、農地・水・環境保全向上対策事業についてであります。この対策に係る本市の共同活動の支援費は、合計で約2億9,000万円と試算しており、国が2分の1で、道と市がそれぞれ4分の1の負担区分となります。

道の予算については、道内各地から要望が多く、その財源確保に向けて現在検討中であるとの情報を得たところであります。

市の負担についても、厳しい財政事情の中、財政措置が示されていないことから、地方財政措置などを講じるよう、市長会等を通じ、国に対し強く要望しているところでございます。

次に、後期基本計画との関係につきましても、農業振興における「消費者に信頼される産地」づくりと「安定した農業経営」につながると考えておりますが、現在この事業については計画掲載しておりませんので、財源や事業の必要性、緊急性などに関して、事前評価を行った上で追加することになります。そうした手順の上、議会にお示ししてまいりたいと考えております。

次に、第8回全国米食味分析鑑定コンクールの認識についてであります。全国から応募のあった良食味米1,782点の中から、茶志内町の農業者が生産したおぼろづきが道産米では初の快挙となる総合部門で金賞を受賞いたしました。

このことは、米を基幹とする本市にとって喜びに絶えないところであり、おぼろづきにかけた情熱と、土づくりをはじめ、良質・良食味米生産に取り組んでこられた、これまでの努力が報われたものと認識しております。

このことについて、今後広報メロディで市民にお知らせしてまいりたいと考えております。

次に、おぼろづきの歩みについてであります。2003年に北海道農業研究センターで育成された「北海292号」の試験栽培が茶志内地区で始まり「おぼろづき」として品種命名登録がされ、2004年には茶志内地区の農業者の栽培面積は7ヘクタールにふえ、収穫された米の試食会が市内外で行われ、美味しい米との評価が広がりました。

市では農協などと相談し、種子の確保に向けて、北海道農業研究センターや道と協議を進めたほか、優良品種への認定に向け道へ要請を行い、2005年に「おぼろづき」は道の優良品種に認定されました。

また、実証展示は用に配布された種子による栽培が始まり、同年秋には美唄市農協においておぼろづきが店頭販売されたほか、ホクレンでは「八十九」の名前で販売を始めました。

本年は、種子が販売されたことから、全道各地で栽培されるようになり、本市の栽培面積は166ヘクタールとなったほか、国の産地品種銘柄に登録されたことから、「おぼろづき」の名前で本格的に販売が始まりました。

次に、おぼろづきのブランド化についてであります。おぼろづきのブランド化の推進に当たっては、消費者の信頼を得るため、品質の維持、向上と販売戦略の構築などが課題であると考えております。

市といたしましては、おぼろづきを美唄のブランド米としていくために、今後農協とともにこれらの課題解決に向けて取り組んでま

いりたいと考えております。

なお、東明公園の利用状況について、クマ対策については都市整備部長から答弁させていただきます。

●議長長岡正勝君 都市整備部長。

●都市整備部長加藤 誠君 東明公園の利用状況とクマ対策につきましては、私から答弁させていただきます。

東明公園の利用状況についてであります。桜やツツジの開花時期には、市内外から多くの来園があり、開花した桜などを楽しんでいただいておりますほか、散策やジョギング、景観の鑑賞など広く利用されているものと考えております。

来園者数につきましては、調査を行っておりませんが、本年5月に開催されました桜まつりには2日間で約2万5,000人の方が来られたと伺っております。

次に、クマの対策についてであります。本年7月3日及び10日に東明公園の池の北側におきまして、クマが目撃されております。

このため3日に池の北側へ人が行かないよう、池の堤防の南側に立ち入り禁止のバリケードを設置いたしました。また、10日には立ち入り禁止区域の拡大をし、池の堤防へ通じる3つの園路にバリケードを設置するとともに、過去にクマが確認されております、展望台へ向かう道路のゲートを封鎖いたしました。

バリケードにつきましては降雪期を迎えたことから、11月10日に撤去をしております。

なお、展望台へ向かう道路につきましては、そのまま冬季間の閉鎖といたしました。

来年度につきましては、当面本年度クマが確認されました池の北側への立ち入りを禁止し、出没状況によりましては、さらに対策を講じてまいりたいと考えております。

●議長長岡正勝君 教育長。

●教育長村上忠雄君（登壇） 吉田議員のご質問にお答えいたします。

初めに、アルテピアッツァ美唄の利活用の状況についてであります。アルテピアッツァ美唄は、平成4年の開設以来、年々入館者数も増加し、多くの方々にお越しをいただいております。

今シーズンの11月末現在の入館者数は、一般入館者数が約2万6,600人、団体入館者数が約4,500人で、合計3万1,100人となっております。

そのうち、アートスペースで行われた講演会やコンサートなどに約3,200人、市民ギャラリーで行われた絵画展や写真展などに1万5,500人となっております。

次に、利用収入等の状況についてであります。施設の管理運営費といたしましては、管理業務に従事する人件費、維持管理を行うための事務的経費、水道光熱費や清掃などの管理費あわせ、合計1,513万3,000円を計上しております。

また、施設利用料といたしましては、11月末現在でイベント・行事等によるギャラリー利用料が10件で12万1,000円、アートスペース利用料が13件で7万2,500円で、合計19万3,500円となっております。

次に、屋外トイレの設置計画についてであります。アルテピアッツァ美唄整備にかかります全体契約の中では、現在の駐車場付近

に屋外トイレの設置も予定しておりますが、現在アルテピアッツァ敷地内には、アートスペースと栄幼稚園、ギャラリーのところですが、栄幼稚園の施設内にそれぞれ1カ所ずつトイレを設置しており、さらに現在整備しております工房等ですが、その中でも、工房の施設利用者でなくても使用できるトイレを設置したところでもあります。

このため、屋外トイレの設置につきましては、これら3カ所の利用状況を見極めて対応してまいりたい、このように考えているところでございます。

●議長長岡正勝君 17番吉田栄議員。

●17番吉田栄議員 自席から順じ再質問をさせていただきます。

東明公園の桜まつり等のイベント、そしてその後の入り込みもそれなりにあの景観のいいところであったものと、このように推察はしておりました。

たまたま、9月16日でした。土曜日。あの東明公園の桜が、随分と傷んでいると。なんとかしなくてはと、そういうお考えで、いまは亡き中内武五朗先生が仲間呼びかけて、桜の手入れが始まったのが平成11年の春でした。

自来今日まで、いまで言えば最後が9月16日です。16回にわたって、桜の木の手入れをやってまいりました。この中にも何人か、その仲間がおりますけれども、どうでしょう、都合この16回の桜の手入れで、もし平成11年、12年ころに手をかけていなかったら、根こそぎ倒れている、倒れてしまった桜が、何本もあったと思う。

恐らく、総数まだ掌握しておりませんけれ

ども、1回に2本、3本の手入れはやりますから、人数にして二十数名集まっておりました。ことしは、6月も9月もシルバー人材センターのお力添えをいただいて、数も多ございました。四十数人集まったんじゃないでしょうか。そういうこの8年間やってきたわけです。

ことし9月16日に行ってみました。そして、サン・スポーツランドのあの建物の上から左手に行く道路に縄が張ってありました。

みんな残念がって、せっかく来たのに桜の手入れできないのか。掃除もできないのかと、こんな話が持ちきりでした。

そこで、皆さんのご意見がいやがおうでも聞こえるんです。こんなことしておいたら、こんなことを続けていたら、熊のエリアが広がるだけでないかと。人間が追いやられてしまっているんじゃないかと。話によれば、あの展望台も縄を張って、あの景観を眺める展望台にも行けないと、そういう状況な訳です。

先ほどのお話からすれば、来年も池の方は立ち入り禁止だと。どういう施策をするのか、手立てを取るのかわかりませんが、あの奥知床のように、熊が20メートル先にいても危害を加えないという状況、これは到底考えられない、どんなことになるかわからないと思う。だけれども、熊が人間がいるということを認知したら熊って割りに来ないものだというのが我々山菜取りをやる人たちの常識であります。

春は行者人ニンニクに始まって、ふきに始まって、そしてわらびを取って、あるいは竹の子を取ってと、随分と美唄の山にもクマは出ますけれども、山菜取りにも入り込んだん

です。

私もその1人ですけれど、そのとき多くはどんなことをやるかと言えばご承知のように、鈴を持っていくとか、笛を吹いて入るとか、あるいは車の行けるところまで車で行って、そこにラジオで人間さまがいるぞと言うお知らせをする、熊に。そういう手立てをとっているから、山菜取りで美唄のこの山で、東明から盤の沢、そして我路の山にかけて、熊に出会ったという山菜取り、いないでしょう。

もう1つ、熊に出くわさない理由は、山菜取りに行った人たちが、食べ物を山に残してこないということです。

あの東明公園だって、一切食べ物は、ジュースの空き缶すら残さない。ジンギスカンを食べたら、その汁を土に捨てない。そのことの徹底さえすれば、何とか熊は来ないんじゃないでしょうか。来ても味ないんだから。

どうしても来そう。いやきつといるかもしれないと言うのであれば、あの防犯カメラで持って、夜を通して熊の動向を調査したらいいじゃないですか。それやっていないんでしょう。その辺のやったかやらないか、実績があればお答えいただきたいと思うんですけど。

あるいは熊というのは匂いをすごく敏感で嫌がる。だから爆竹を持っていくとか、あるいはたばこを持つとか。だけれど山の中に入るときにたばこは余り勧められないです。

そんなこんな試行錯誤して、熊が来ないような環境づくりをどうやってできるのかということをやったり、いよいよになれば専門家に聞いてでも、教えていただいてでも、あの立派な、昭和20年に造成始まったあの東明

公園を、熊の住みかにはならないんじゃないですか。

いずれ、指定管理者に移管する、そういう時期が来るんじゃないかと思うとき、市が管理しているときは縄を張っておいて、指定管理者にお渡ししたら、縄を張ってはならないということは言えないでしょう。

ことしの夏一杯、10月、11月10日まで張ったのか分からないけれど、一夏中張っておいた。つつじのあの彩りも見ることができなかった。あの展望台にあがって秋の空気の澄み切ったこの石狩平野を眺めることもできなかった。させなかったんです。できなかったんじゃないくて、市が。

そういう心ない対応の仕方をしておいて、交流のまち美唄ということの大義名分がどこにあるんですか。

熊とも交流しなさいと私言っているんじゃないんです。熊が来ても、メリットのないところに熊だって出てこない。どこかの付近ですけれど。草をきれいに刈ったら熊は出なくなつたという話、ご存じないですか。お客さんもこの辺は草刈も入らなくなつたら草ぼうぼうになってしまう。そして人間は行かないということになったら熊出てくる。熊のエリアが広まるだけだ。

その辺に対する施策を講ずれば、空知一の、北海道一といってもいいのかも知れないけれども、静内があるから1位にはなれないかもしれないけれど、桜の名所と言われているんです。

このままいったら花見のときは熊来ないという約束ないです。花見やって、あそこでもって焼肉して、焼肉の汁をあの辺に散らかし

ておいたら、間違いなく熊来ます。草食べるんだもの。その草に味がついているんだもの。あの東明に行ったら、公園に行ったら、美味しい草があるんだということになったら、熊来るに決まっているんだ、そんなものは。

真剣になって、交流のまち美唄。名実共にそのことを実行あげるというのであれば、そのことをやっぱりしっかり気配りひとつ利かせていただきたいと思います、見解があったらお聞かせをいただきたいと思います。思うんです。

次、工業・商業そして運輸業等々の状況、これはご答弁にもありましたように、今日的な状況というのは、人間はそんなに減っていないはずだけれども、それは最盛期の9万3,000人から見れば随分減っていますけれども、平成の初め頃、あるいは昭和60年頃から見ても、大幅な減少傾向を、歯止めが聞かない状況になっていると、こういうことだそうですから、私も調べてみました。

おっしゃるとおりの傾向ですから、由々しき問題だところ受け止めざるを得ないと思います。

これは、最後の3回目になる質問になるのではないと思うんですが、そこで私の見解を述べたいと思います。

次は、日豪間の経済連携協定にかかわる、市長に対して認識を伺うという話をして、私の認識一切言っておりませんから、少しくお話をしたいと思うんです。

これは、ご存知のように、日米財界人会議というのが行われて、そしてその会議の中で、明確に農産物もち外ではないということの確認がされたんです。

そのことを受けてかどうかわからないけれ

ども、12月5日には、関係閣僚会議でもって、このオーストラリアとのこの交渉に入っていくということが本決まりになりました。これは6日の新聞に出ていました。

その結果、どういう結果になるかということとは市長がおっしゃったとおりだと私も思うんです。

そこで、市長はその関係団体なり、あるいは市長会の中で、そのことを力を合わせて対応すると、こういうご答弁、それは当然だと思うんです。

もう1つ付け加えたいことは、市長のご見解を伺いたいんですけれども、私思うには、これは農業者の皆さんが等しくそのことを認識しているのだろうか、お母さんも、おじいちゃんも。このEPAが成立して、農産物、農畜産物14品目が関税ゼロになったとしたら、いまの麦の麦価、これが2,300円か2,400円になってしまうんでしょう。

いま、価格補てんしているその財源というのは、この関税に頼っているわけでしょうから、この関税がなくなったら、日本産の麦何ていうのは、こんなのはちり芥になってしまうんだ。

大変なことになるんだということ、まずは農業者の皆さんがしっかり認識して、市長のところに、農政部長のところに、大変だなと話が流れてくるようにならないと、本当の意味で日本国挙げて、農畜産物を守ることにならないんじゃないでしょうか。

だって、農業を除く産業界は、農産物、農畜産物だけが優遇されることに対する憤まんもあるんです。間違いなく。

その憤まんを、どう克服するかと言えば、

大衆の力しかないんじゃないでしょうか。

そんなことを考えますとき、市民の皆さんに、とりわけ農業者の皆さんにはその実状をしっかりと認識してもらおう。そこから運動が始まるんじゃないでしょうか。間に合わないかもしれないけれど。そんなふうに思いますが、市長の見解を伺います。

次に、未耕作農地。これ、私も素人だからわからないけれども、品目横断的経営安定対策が、しっかりと進んだとしたら、未耕作農地もっとふえます。

いま、農業地帯を歩いてみますと、車で走ってもわかるんだけど、麦をつくっていると行っていながら、大豆をつくっていると行っていながら、どこにその麦があるのかわからない、どこに大豆が入っているのかわからないという畑が、あちこちに散見できるんです。

それは、転作をすればお金になるから転作をしているという大義名分をつくるためにやっているんでしょう。手間隙かけるの面倒くさい。たいしたものじゃないから。転作奨励金さえもらえばいいかのような話になっていたと思うけれども、今度はそうはいかない。品目横断的この経営安定対策のやり方からすると、それは今度は効かないはずだから。

そしたら、まじめにつくればいいさ。まじめにつくるよりも荒らしたほうがいいということになった時には、もっとこの未耕作農地がふえる可能性があるんじゃないでしょうか。

そんなことないというのなら、農政部長の答弁を伺いますが、そのときに、美唄というところは、遊休地が随分多いな、そんなことになっちゃ困るじゃないですか。農業が基幹

産業だと言っているんだから。

その基幹産業をサポートするということは、誰がするんだ。それは、農地の集積だとか、折り返して力のある農家の皆さんが買い取ってしまうならいい。そうならないという答弁でしょう。だとしたら、非農業者がその農地をどうつくるか、そういうところだってあるはずだ。

それは農地法からすれば、さまざまな障害があるかもしれない。だけれどそれは、クリアする手立てがあるはずだ。その汗ぐらいかいたっていいんじゃないですか。

そんなことを考えますと、菜園の、野菜の作り場として、市が仲介の労を取ると、そんなこともひとつは一策ではないのか。

そうしたら農家の皆さんが、自分でつくったものが売れなくなるという心配があるかもしれない。だけれども、それはそれ。農地をどう活用するかという、そしてリタイアした人たちが、精魂込めて晴天の下で働ける、健康維持する。これが回りまわって美唄の経済をどう支えるかということに結びつくんです。

そういうことも考えなければならぬ一策ではないのかなと、こんなふうに思いますが、市長はいかがお考えでしょうか。見解を伺います。

土地・水・環境はいいんですけど、一言だけ言いますと、非農業者に対するPR、これは何回か私この場で言っているんですが、これ非農業者の皆さんが、いや7,300万円、これは交付金でまかなうんだから関係ないと、こういう人がいるかもしれない。とんでもない話だから。

交付金という国の金が来た。だとしても、

これ北海道もくれる、美唄の負担する7,300円と同じだけくれる。そして、国がその倍くれるんだ。だけれども、その交付金なるものを、国民の税金な訳です。そのことを、日々農業者みんな知っているんだもの。不満出ます、これ。

だから、非農業者に対するこの土地・水・環境向上対策をこうやってやるんだ、そのために皆さんの汗も流してくれ。その報酬はこうなるんだと、そういう説明、1回かやったことあるんですか。農政部長。そういう汗を流して、いやおれ、とても鎌を持って、用水路の中の草刈いやだ、あるいは道路の草刈なんていやだって、そういう人はそれでいいんです。

やっぱりそういうことをやれば、こういうことになるんだということの中身をお知らせすることが、行政の役割ではないのかと、こんなふうに思いますとき、そういう手立てをとるお考えがあるや否や、お考えをお聞きしたいと思います。

次に、食味分析鑑定コンクールの話に入らせていただきます。

これ、市長は簡単にお話なさいましたけれど、ご存知だと思うんです。これ、1,782種類のお米が一同に会してコンクールをやった。1次審査、2次審査をやって、1、2次の審査をクリアしたのが総合部門で39種類、部門別審査を受けようとして1次、2次をクリアしたのが40。79種類の米を炊いて、そして30人の審査員が、これ鑑定士、私たちのような何でも食べるという人間ではだめだ。ちゃんと資格を持った鑑定士というのがいるんだそうです。それが30人でもって食べ比べして決

まった、この金賞12人。

何か話に聞くと10人が予定だったそうです。ところが最後の9人、10人なのか、11、12人なのかわからないけれども、優劣つけ難くて12人になったのでないかということを言われている。ですから、12というけれども10です。

1,782人、しかも沖縄を除いて46都道府県から集まった米です。その中で、10本の指に入ったのが、この美唄から、北海道から1つ。

これ、今日まで第8回だけれども、去年まで、北海道の米なんていうのは出場する出品すらなかったんじゃないですか。それが、一挙に金賞をとった。この意義は、誰がなんと言おうと、正しく評価するべきだと、私はそう思います。市長もそう言っていましたから、まずは安心ですけれど。

そんなことで、だからこそいまからの美唄の米が、ブランド米としてつくり上げていくには、その要件が整ったと、こうみるべきじゃないでしょうか。

ひとつ自信を持って、いまから申し上げるさまざまな事柄をクリアしていただきたいものと、こんなふうに思うんです。

さて次は、おぼろづきの歩みについて少しく触れてみたいと思うんです。

先ほど申し上げました、10日目のおぼろづきです、私にしてみますと。

さまざまな出来事がありました。全部言うわけいきませんから、2つ、3つ申し上げます。

これは2003年、北農研から阿部義一さんが安藤という先生、育成者ですが、この安藤先生から「種子の保存のためにつくって下さい」といってつくった。三段八畝。三十何アール

というんですか、三段八畝です。それが2003年。

ということは、道もあるいはホクレンも、このおぼろづきを見向きもしなかったんです。消えていく運命にあったように見える。だから、育成者、これをつくり上げた先生は、なんとかしてこの種を残したいということで、阿部義一さんに種子の保存のためにという名目でくれた。

つくってみたらうまいものだから、これはいけるぞということで、2004年に7ヘクタールの耕作をしたと。そして、みずからが営業マンになって、あちこちに売りさばいた。それが岩見沢で札幌で、いや美唄でという試食会でその食味が評価されて、今日にたどり着いたんです、そういう状況。

そこで私は特出しておかなければならないと思ったことを2つ、3つ考えてきたんだけど。

2004年6月でした。日本穀物検定協会北海道支部札幌出張所から、このおぼろづきを扱っている米の販売業者に対して、おぼろづきという名前は使ってはならん。書いてはならん。こういう示達が出たんです。そこで、阿部さんは農政事務所に日参をしました。

ということは、平成12年、13年、14年と3年間にわたっての、この育成記録があるんです。だからこの育成記録に基づいて、農水省がおぼろづきという名前を「292号」から変えたんです。それが何で悪いんだということを論議にして、農政事務所との掛け合いをしたそうです。

そして、9月2日、16年。北海道農政事務所の地域第八課の方から、阿部さんに検査員

が名前をおぼろづきと変えてはならないけれども、生産者が書く、あなたが書くなりいいという許可証をもらったんです。

それだけではない。平成17年8月31日には、日本穀物検定協会滝川駐在から忙しくてかなわないからおぼろづきなんて検査できないという通知があったんです。

そんないわば力による妨害を乗り切った。そして今日あるんです。

それだけじゃない。あの一昨年ですか、去年ですか、種子、種もみの問題で私はここで一般質問のときに皆さんに紹介もした。できることなら市長も美唄のブランド米を構築するという立場で、力になってほしいという立場で私は一般質問に立ったつもりです。

そして、美唄に何キロだ、岩見沢に何キロだというそういう割り振りをされた。

そのホクレンが配った粳が、決して良品のものではなかったというのも、これも私は一般質問でやった。なんでよと、そんなこと。おぼろづきという米が悪いんだったら、何もどなたさまが食べるもといいたって食べないんじゃないですか、消費者は。黙っていてもほしいから、北海道中あちこちから美唄まで買いに来るんです。

私はやっぱり、米の味が、食味が保ってきた、そのことの結果として、第8回全国米食味分析鑑定コンクールで賞に入ったんだと思う。この歴史を、粗末にすることなく、美唄のブランド米として、行政として、とれるだけの手法で手立てをとって構築する。ブランド米の構築ということをやってもらわなければならないんじゃないか。それはなぜか。先般もお話になったように、農業産出額が77億

円をめざしているけれども、実際にはそうならない。将来的には55億円になるのではないかという答弁ももらっている。それはそうでしょう。60キロ1万4,000円の生産費かかるのに、まち場で売っているのは2万2,000円で売れるとあって、この前の新聞に出ていました。1万2,000円で内地に売れると喜んでいて新聞が出た。馬鹿でないかと。

1万2,000円で内地の人が幾ら買いに来たからといっても、農家の皆さんに1万2,000円入るんじゃないんです。その間には流通経費もかかるんだ。農業者の手に入るのは幾らだ。私はもらったことがないからよくわからないけれども、9,000円か9,500円ではないですか。それでは赤字です。そんなものに喜んで、よう売れる、売れるなんて言っている立場ではないと思う。

だったら、いま札幌で、話変わるけれど、大丸で幾らで売れていると思いますか。10キロ7,700円で売れているんです。5キロ3,850円で売れているんです。東京の池袋の東武では、5キロで5,200円で売れているのかな。それぐらいに売れるんです。いや、そんな高くもない、こう思う方いらっしゃるかもしれない。

ところが日本で、これは参考ですけど、日本で一番高い米というのは、聞いたことがありますか。10キロ1万5,000円です。宮城県の「登米」。そこの石井さん、その方のつくっている米は10キロ1万5,000円で売られるんです。

その米を使った東京の米飯店。食堂。昼の1食が3,800円です。これ、たまたまそのテレビの番組を見たんだけど、三波春夫の息

子が出て、そのインタビューをしてやったんです。3,800円の食事食べるのいないだろうと思う。ところが、あの三波さんが行って注文したらもうきょうは売り切れましたと言われました。

そんなようなもので、いいものなら高く売れる。内地に幾ら1万2,000円で買ってもらったって賄いはしない。だったら美唄でおぼろづきをつくって、幾らで売れるかよくわからないけれども、値のある値段で売ったらいいじゃないですか。それが美唄の経済をどう活性化するかということにつながるのではないかと思いますとき、これらについての、総括的に市長はいかがお考えなのか見解を求めます。

次いで、そのブランド化に向けての、では何が必要なのか。このことについて申し上げて、ご見解を伺いたいと思います。

この前新聞に出ていたんです。道南でつくっている「ふっくりんこ」。これやっぱ「ふっくりんこ」持ち前の本来の味をやっぱ保ちたいということで、どうやっているかという品質の悪い米を持ってきた農家には、来年は種をやらないと、こういう手立てをとっているんだそうです。噛み砕いていうとそういうことです。

その規格に合わない米をつくる・つくらないで、本当に規格に合った米をつくるために何が必要なのか。これ、さっき10キロ1万5,000円と言ったでしょう。この1万5,000円の米をつくっている人、それをつくっているところもテレビに出たんです。この世の中に、その人幾らつくったのかわからないですが、穂積をしているんです。乾燥機にかけている

んじゃないです。1カ月かかるそうです。干すのに。穂を表に出して、こう4つに積み上げていく穂積と言うんだと思うんだけど、そういう乾燥させ方をしていました。

そして、その人がおっしゃっていることは、私の田んぼをつくるのに30年かかったと言っていました。何を使っているのかといたら、自分で自家でつくっている堆肥。籾殻積んでありました。そこに手を入れて、ああ熱いねという話をしていました。自分で堆肥をつかって、そしてそうやり続けて30年。だからできるんだ。そんな話もしていましたし。

私の認識だと米の、稲の刈り取りというのは適期刈取と言って、適当な時期に刈ってしまわないとならないというのが常識だった私の。ところがそうではないんです。土に力があり、稲に力があつたら、遅いほうがいいんだそうです。3回ぐらいは霜に当たってから刈った方がいいんだとこう言っていました。それは土壌がよくて、しっかりした稲であれば、遅い方がいいという話をしていました。

そんなことを考えますと、この美唄でも、余りまじめではない農家の皆さんにはおぼろづきつくらせないというぐらいのわかりやすい手立てを講じなかったらだめではないですか。

そして、そのつくれる人というのは、土壌改良に一生懸命な人。そして施肥技術。肥料をやる技術。安い肥料を使えばいいというものではない。私はここで言わないけれども。阿部義一さんの使っている肥料違うんです。その施肥技術。そして用水への調節をも含めて、丹念な米づくりをやらないと食味のある米ができない。おぼろづきでも美味しくないと

んです。

だってそうでしょう。今回、12種類の金賞を取った中で、コシヒカリ9つあるんです。コシヒカリの他の入賞、金賞入賞というのは、「おぼろづき」と「いのちの壺」という米と、いま1つは「ミルキークイーン」です。あと9つは全部コシヒカリ。

そのコシヒカリ、魚沼産だと思うでしょう。ところが違うんです。中魚沼の米は1つしかありませんでした。あと山形3つあったんです。福島があった。そんなようなもので、つくりによっては魚沼でなくてもうまい米取れるということが、この鑑定コンクールで明確になったと思う。

ぜひ、美唄のおぼろづきなら間違いないと、北檜山のおぼろづきに負けない、上川のおぼろづきに負けない、それは美唄だというような米づくりを市長、つくってみてやってください。おぼろづきを終わります。

次はアルテピアッツァについて、少しくお話をさせていただきます。

もう時間も余り経つとひんしゅく買いますから、簡単に申し上げます。間に合わないかもしれないけれども。

1つだけ申し上げます。これは、市長に答弁を求めます。

トイレを頼りにそこに立ち寄る。たまたまそこにお店があったからそこで野菜を買った、ジュースを買った。そういう休憩所をつくるというのは、いま北海道で常識ではないですか。

あのギャラリーに行ったらあるよ。体験工房に行けばトイレあるよ。いや200メートル向こうだと、そんな不親切な癒しの場はないで

す。

やっぱりあのアルテピアッツァというのは、丘があり、せせらぎがあり、白いきれいな小石があり、そして有名な安田先生の彫刻があり、大変癒しの場、安らぎの場としては有名なところだ。だから北海道も力を入れてくれるんでしょう。行って見たらトイレがない。

「どこにあるの」と言ったら、「いや、あの建物の中にある」「幼稚園のところにある」とか、そうでは教育長、面白くないでしょう。そう思わないですか。

あの今度新しくできた体験工房まで行けばトイレある。そんな話というのは、これは公園をつくる設置者、公園の設置者にしたって、そういう、どこの沿線で、12号線でも275線でも、トイレのあるところには必ず立派なものを売るところがあるんです。

道南の方へ行く、大滝村かどこか、1億円のトイレが売り物です。あれは、物を売る場所が、名を売ったのではないんです、トイレがまず売ったんです、あの場所。そしてそこに、トイレに来る人が一杯いるから、あそこでものを売るようになった。1億円のトイレだといって有名だった。いまもうトイレが奥の方に引っ込んでしまって、お店の方が大きい、それこそ夏に行ったらどんなキノコでもある、そういうところですよ。皆さん行ったことあると思う。

その誘導するもとはトイレです。それが、ギャラリーへ行ったらある、いやその体験工房にいったらトイレあるというような様子を見てなんて言っているんじゃないかと、これは直ちにとってももう冬だから、話にならないけれども、来年早々にこれは6億7,000万円

の財源不足だという大変なときだと思えますけれども、このトイレをつくるのが、交流のまち美唄というものの精神をそこに入れる、そういうことにつながるんじゃないですか。

そんなことを考えますと、ぜひこれは教育長はいかがお考えかわからないけれども、市長の答弁を求めまして、私の2回目の質問を終わります。

●議長長岡正勝君 市長。

●市長桜井道夫君 吉田議員の質問に、順次お答えさせていただきます。

1点目の熊を近寄せない対策ということでございますけれども、来園者のごみの持ち帰りの徹底、音を発生する装置の設置やパトロールの実施等について検討しまして、市の貴重な観光資源であります東明公園を有効に活用するための方策に取り組んでまいりたいとこのように考えているところでございます。

2点目のEPA交渉における関税の撤廃、これは本市農業にとりまして重要な問題でありまして、農業者とともに行動しなければならぬものと考えております。

今後農協等と連携を密にし、要望活動に努めてまいりたいと考えております。

次に、遊休農地の利活用策についてでございますが、千歳市のように遊休農地の多い地域を、「農村再生特区」の特例によりまして農地の権利取得要件である下限面積を、10アールに緩和して新規就農者等へ提供している事例があることから、このような事例などを参考にしながら、本市における遊休農地の利活用策につきまして、農業委員会などと検討してまいりたいと考えております。

次に、農地・水・環境保全向上対策につい

てでございますけれども、非農業者に対する説明については、今後市のメロディなどでこの対策の内容についてお知らせしてまいりたいと考えているところでございます。

次に、おぼろづきについてであります。おぼろづきが新潟産コシヒカリに対抗できる道産米として成長したことは、試験栽培を積極的にされた農業者をはじめ、関係者の並々ならぬ努力の結果であると考えておりますので、今後、美唄のブランド米として定着するよう、市としてできる限りの対応をしてまいりたいと考えているところでございます。

次に、おぼろづきのブランド化についてであります。美唄のブランド米として確立していくためには、栽培技術の向上や基準の統一など、品質管理を徹底することが重要な課題であることから、このことについて農協とさらに協議してまいりたいと考えております。

最後に、アルテピアッツァのトイレにつきましては、現在あるトイレや、新しく作りました体験工房のトイレ、この利用状況等、さらに財政状況も勘案しながら、今後検討してまいりたいと考えております。

●議長長岡正勝君 17番吉田栄議員。

●17番吉田栄議員 個々にわたっての質問は、言えばきりないんですけども、省略します。

総括的に質問をしてみたいと思うんです。

冒頭その壇上でお話しましたように、いま全議員が、私を含めて、美唄の活性化に向けてと言えはかっこいいけれども、どうやってあの542億数千万円の借金を、これを克服するかと、そして、間違っても夕張の二の舞は踏まないぞと、自分が泥かぶってもというつもりで、みんな問題提起をしているんです。

ところが、それぞれの議員の質問に対する答弁を聞いていても、あるいはその課題を眺めても、ああこれはいいぞ、これをやっぱりなんとかすれば何とかなるなという、朗報をもたらすような課題というのは、極めて少のうございます。

そういう中で、あの膨大だといったら怒られるかもしれないけれど、負債を克服しなければならぬ、とすれば、やっぱりやることに、業務に一生懸命やる、自分の持ち前のことをしっかりやるということは、これは序の口、当たり前の話。問題は、どう使わないかということに意を用いないとならないのではないのでしょうか。

あのアルテピアッツァだって、1,500万円からの金を使う、あるいは東明公園の維持管理費に1,300万円使うとか、いや、この体験工房だって、委託しようとするればそれなりの、必要なんでしょう。あれ、あのまま貸すから使えといっても、使ってくれる人いないのではないですか。お客さんどのくらい入るかがわからないんだもの。そこに人件費をかけて、あれを運営して行って、利益につながるなんてことは、到底これは望める話ではない。

それは美唄市としてみれば、交流人口がふえて、そして美唄の名がはせて、そしてそこから間接的な美唄の経済認知をするということがあるからあれつくったんでしょう。つくって損する物だったらつくらないはずだから。私はよく解釈してそうだろうと思うんです。そのようにすべからく努力をすると同時に、使わない努力も必要だと。同僚議員の言っていることも、そういう立場でこの議会での質問に立っているんだと思うんです。

具体的な話になれば、22年を目処としている「道の駅」にしても、5億5,000万円。そんな金を本当にいまつくる実現性がどこにあるんだろう。それは借金、それはあるかもしれない。やっぱり、それを先送りしてでも、経済の活性化を、税収をどう上げるかということ。そこに邁進をして、その目処が立った中で考えるべき話じゃないでしょうか。

いまの病院問題もそうだ。18億円、それがこの18年を過ぎると20億円を超えるんじゃないでしょうか。そんな借金のことを考えたら、市長だけではなくて、2万9,000人の市民みんなが健全な美唄を維持していこうということで、旗を振ったら、私は不可能じゃないと思う。

そういう立場で、さまざまな問題を提起しておりますけれども、行政努力としてやっていただかなければならないんじゃないでしょうか。

今後の施策展開に当たっては、やっぱり健全財政をめざしての、そして市民が一丸となった体制づくり、これをめざすべきだと私は思いますが、言うまでもないことだとは思いますが、市長の見解をお聞きして私の質問を終わります。

●議長長岡正勝君 市長。

●市長桜井道夫君 議員おっしゃられるように、経済財政状況は本当に私ども経験したことのないぐらい、本当に厳しい状況。

この状況を乗り切るために、私どもいま一番の問題は病院問題だと。この不良債務をなんとかしなければいけないと、そういうことで統合に向けていま全力を挙げているところでございます。

それから、いろんな経費の見直しも、これは徹底して行わなければいけない。そういう中で、このまちの活性化策にもいろんな手を打たなければいけない、そういうことで、私ども知恵を出さなければいけないと、そして職員が一丸となって頑張らなければいけない、こんな認識をしているところでございます。

いろんな施策につきましては、その事業の必要性、緊急性、優先順位、これからしっかり踏まえながら、何が必要かということを庁内でしっかり議論しながらこれからの行政運営に当たってまいりたいと考えておりますのでご理解願いたいと思います。

●議長長岡正勝君 以上で一般質問を終わります。

●議長長岡正勝君 これをもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

午後2時48分 散会